

第4期
河北町地域福祉計画
(案)

令和4年3月
(2022年3月)

河北町

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 河北町の現状

1 町の概況	6
2 産業経済の状況	7
3 人口・世帯の状況	8
4 子どもの状況	10
5 高齢者の状況	12
6 障がい者の状況	14
7 生活保護の状況	17
8 一般会計における民生費の動向	18
9 河北町における福祉施設等の状況	19
10 河北町福祉関係委員等の状況	22
11 社会福祉等関係団体	23
12 第3期計画にかかる検証	26

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念	42
2 計画の基本目標	43
3 計画の体系	44

第4章 地域福祉推進の方策

基本目標1 将来に向けた自分らしい生き方を見つけていこう！	47
基本施策(1) わかりやすい情報提供（現状と課題／基本方針／役割分担）	47
基本施策(2) 相談支援の充実（現状と課題／基本方針／役割分担）	49
基本目標2 互いに助け合う地域づくり・「仲間」づくりを進めていこう！	51
基本施策(1) 地域のネットワークづくり（現状と課題／基本方針／役割分担）	51
基本施策(2) 多様な「仲間」づくりの推進（現状と課題／基本方針／役割分担）	53
基本目標3 安心して暮らせる地域づくりを進めていこう！	55
基本施策(1) 安全・安心な地域づくり（現状と課題／基本方針／役割分担）	55
基本施策(2) ボランティア活動の推進（現状と課題／基本方針／役割分担）	58

第5章 計画の推進・評価

1 協働による計画の推進	62
2 計画の進捗状況の管理・評価	62

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

第3期計画時に続き、少子高齢化はさらにすすんでおり、「超高齢社会」、「未婚化・晩婚化」といった現象が見られます。

また、人口減少にも歯止めがかかっておらず、一世帯当たりの人数も減少の一途であり、家庭、地域の中で孤立する人が増えています。背景としては、町民同士のつながりの希薄化、町内の「地域コミュニティ」に関わる団体の弱体化などが挙げられます。

その影響として、ひとり暮らしの孤独死、老老介護、家庭内における介護や養育の困難化、虐待問題、ひきこもりなど様々な事例が生じています。これらに加え、年齢を問わず生活面でも経済面でも自立ができない町民の事例も生じており、福祉に関わる諸問題は複合化・複雑化がすすみ、根本的な解決が困難な事例が多くなっています。

これらを解決し、安心して暮らしていくためには、個人や家族自らの努力、町民同士の尊重と支え合い、事業者及び行政による福祉サービスの充実など、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

「地域福祉」とは、住み慣れた家庭や地域において安全で安心して暮らせるよう、個人、地域*、事業者*及び行政が、連携し協働しながら、地域全体で生活課題を解決していき、一人一人が自立した生活を送ることができる社会を実現する取り組みであると言えます。

本計画は、平成28年度に策定した「第3期 河北町地域福祉計画」を見直し、地域福祉を総合的、計画的に推進するものです。

※本計画では町内全108区を「地域」、法人、社会福祉協議会及び社会福祉施設等福祉関係団体を総称して「事業者」とそれぞれ記載します。

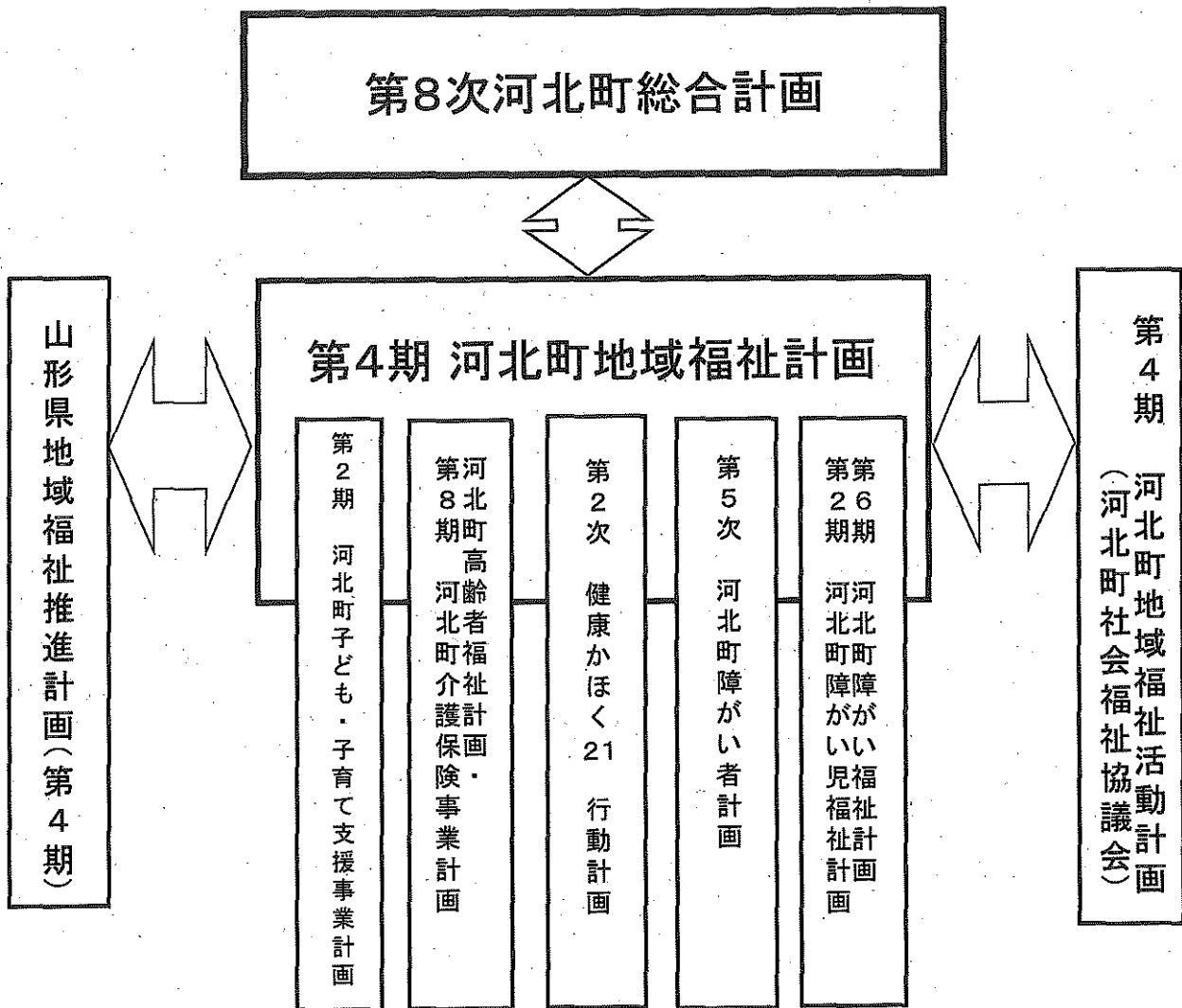
2 計画の位置づけ

「第8次河北町総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための計画であり、社会福祉法に基づいて策定する計画です。

本計画は、町の福祉に関する個別計画と連携しながら、個人、地域、事業者及び行政の協働による取り組みを横断的に推進するものとして位置づけられます。

また、県の「山形県地域福祉推進計画」や河北町社会福祉協議会が地域福祉推進の具体的な取り組みをとりまとめている「河北町地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

【本計画と関連計画との関連図】



3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

ただし、計画の実施状況や社会情勢の変化や制度の改正に応じて、計画の見直しを行います。

令和4年度 (2022年度)	⇒	令和8年度 (2026年度)
-------------------	---	-------------------

4 計画の策定体制

本計画の策定は、個人、地域、事業者及び行政の協働により進めるため、次のような計画策定組織を設置しています。

(1) 策定委員会

策定委員会は、地域関係者、女性・青少年育成関係者、子育て福祉施設関係者、高齢者福祉施設関係者、障がい者・生活困窮者福祉施設関係者、障がい者団体関係者、民生委員・児童委員関係者、社会福祉協議会関係者で構成され、計画の内容等を協議します。

(2) 策定会議

策定会議は、副町長、教育長、関係各課長で構成され、現状の課題を踏まえ、事務局で作成された計画案を各施策の実効性や内容の妥当性などについて検討します。

第2章 河北町の現状

第2章 河北町の現状

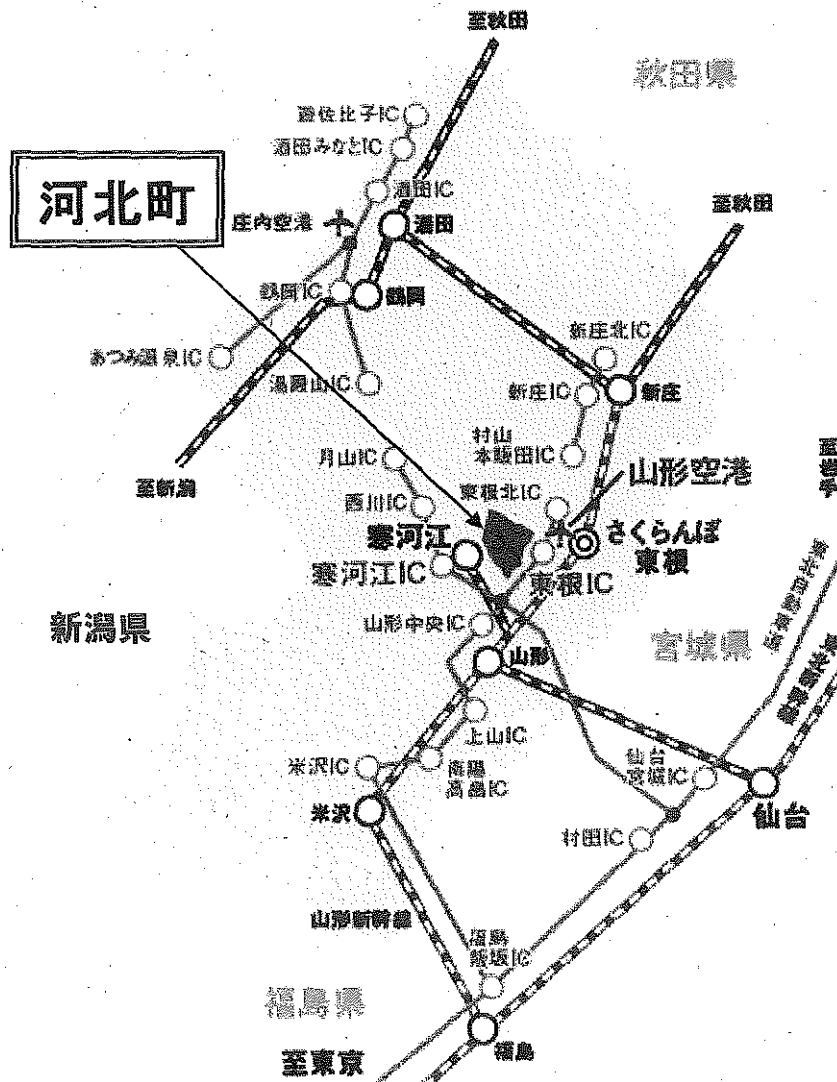
1 町の概況

河北町は山形県のほぼ中央に位置し、面積が52.45km²あり、その形状は東西におよそ8km、南北におよそ11kmでやや菱形をしています。

また、最上川や寒河江川に囲まれ、月山を遠望できる恵まれた自然環境において、冬と夏の寒暖の差が激しく、典型的な内陸型の気候を呈しています。

北は村山市、東は東根市、南は天童市、西は寒河江市に隣接し、県都山形市には車で約30分、仙台市には約1時間の距離にあります。

遠方へのアクセスについては、山形空港や山形新幹線さくらんぼ東根駅並びに東北中央自動車道にも近接しており、交通面においても恵まれた条件に位置しています。

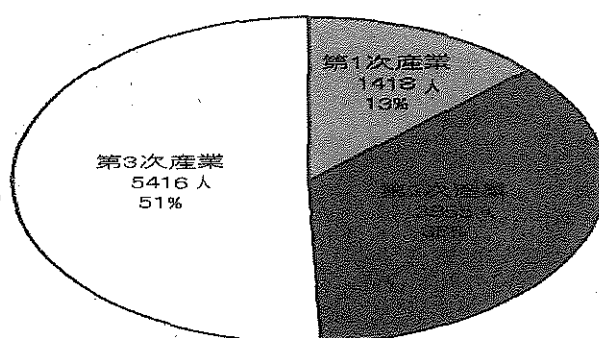


位置図

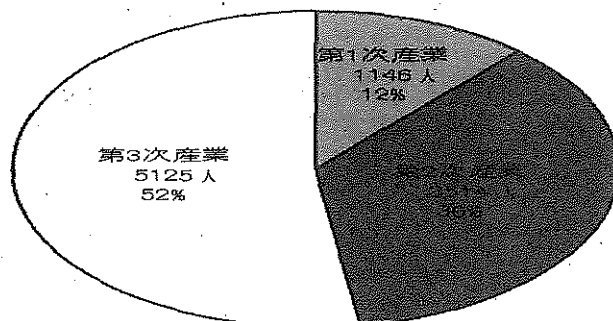
2 産業経済の状況

平成27年の国勢調査によると、町の全就業者数は、9,807人で、平成22年の調査に比べ、全体で147人の減少となっています。これは、生産年齢人口の減少等に起因するものと考えられ、産業別の内訳は、第1次産業1,141人、第2次産業3,433人、第3次産業5,139人となっています。

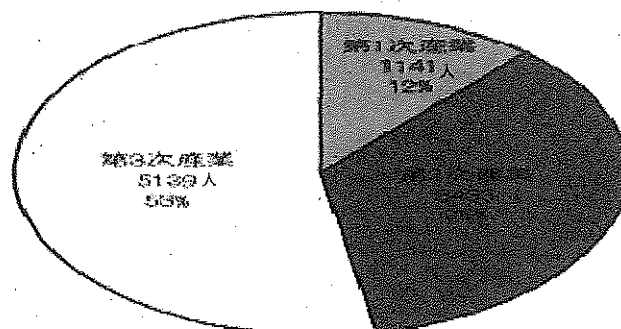
平成17年 就業人口：10,702人



平成22年 就業人口：9,954人



平成27年 就業人口：9,807人



資料：国勢調査（分類不能の産業があり、各産業の合計と就業人口が合わない場合があります。）

3 人口・世帯の状況

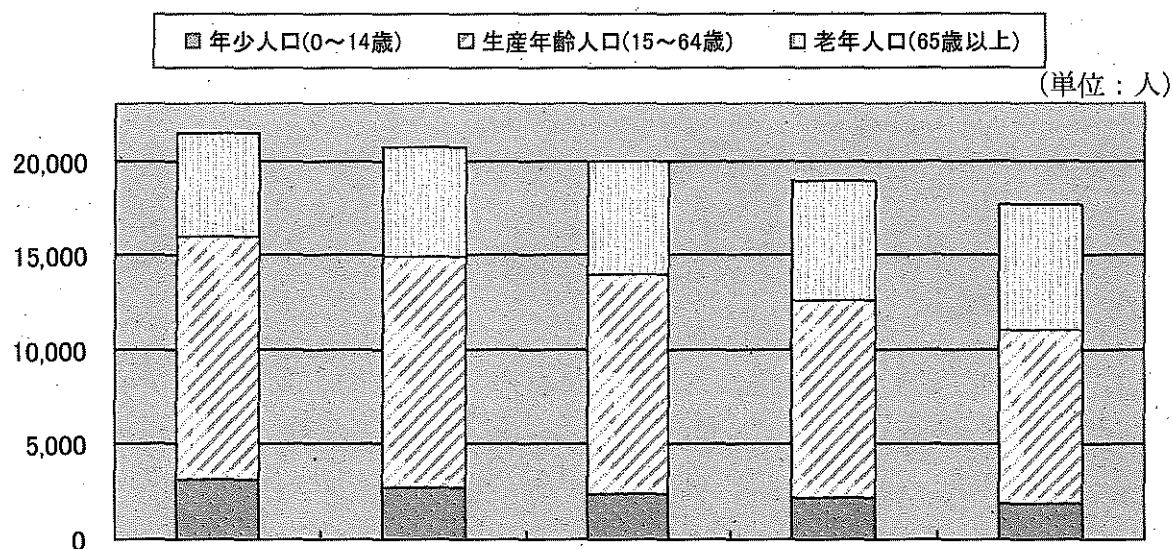
(1) 人口

町の人口は、減少傾向にあり、令和2年には、17,641人となっています。

令和2年の年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が51.5%、老年人口（65歳以上）が37.7%となっています。

平成12年からの推移をみると、老年人口の大幅な増加がみられ、今後さらに進むことが予想されます。

人口の推移（各年10月1日現在）



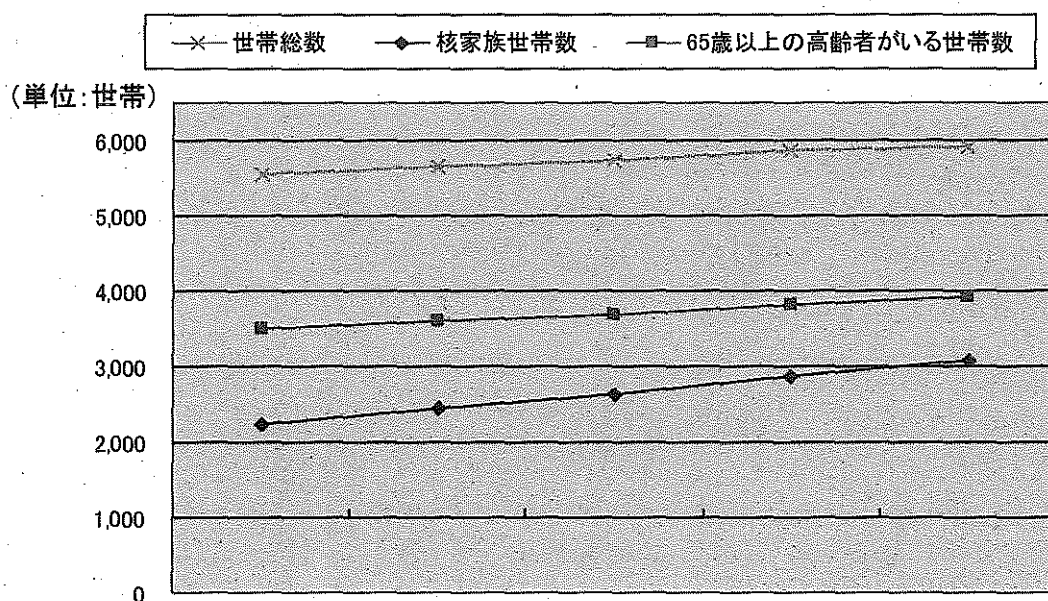
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0～14歳)	3,181	2,725	2,441	2,234	1,908
生産年齢人口 (15～64歳)	12,833	12,195	11,559	10,350	9,089
老年人口 (65歳以上)	5,459	5,818	5,949	6,359	6,644
総人口	21,476	20,738	19,959	18,952	17,641

資料：国勢調査（各階層の合計と総人口が合わない場合があります。）

(2) 世帯数

町の世帯数は、増加傾向にあり、令和2年には5,929世帯となっています。
 令和2年の世帯総数のうち、核家族世帯が52.1%、65歳以上の高齢者がいる世帯が66.1%となっています。
 平成12年からの推移は、次のとおりです。

世帯数の推移 (各年10月1日現在)



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数	5,545	5,659	5,740	5,865	5,929
核家族世帯数	2,231	2,458	2,621	2,870	3,090
65歳以上の高齢者がいる世帯数	3,490	3,611	3,692	3,809	3,917

資料：国勢調査

(参考) 一世帯当たり人数の推移 (各年10月1日現在)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人数	3.87	3.66	3.48	3.23	2.98

4 子どもの状況

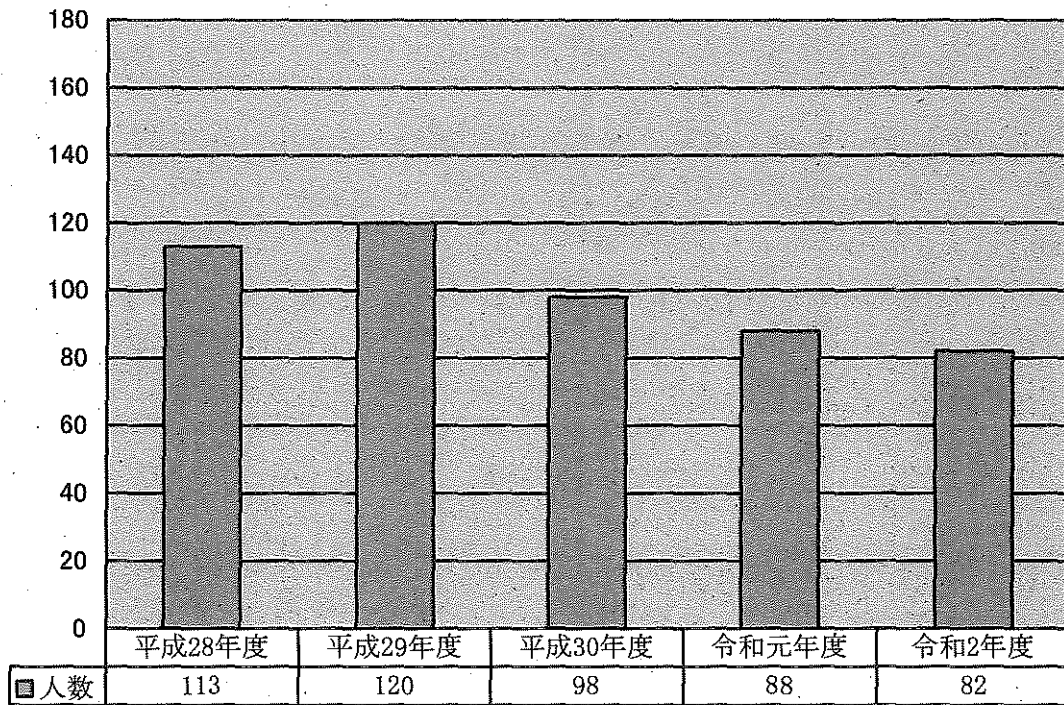
(1) 出生数

平成28年度の出生数が113人となり、平成30年度には初めて出生数が100人未満になりました。

それ以降、さらに減少し、令和2年度には出生数が82人になりました。

出生数の推移（各年3月31日現在）

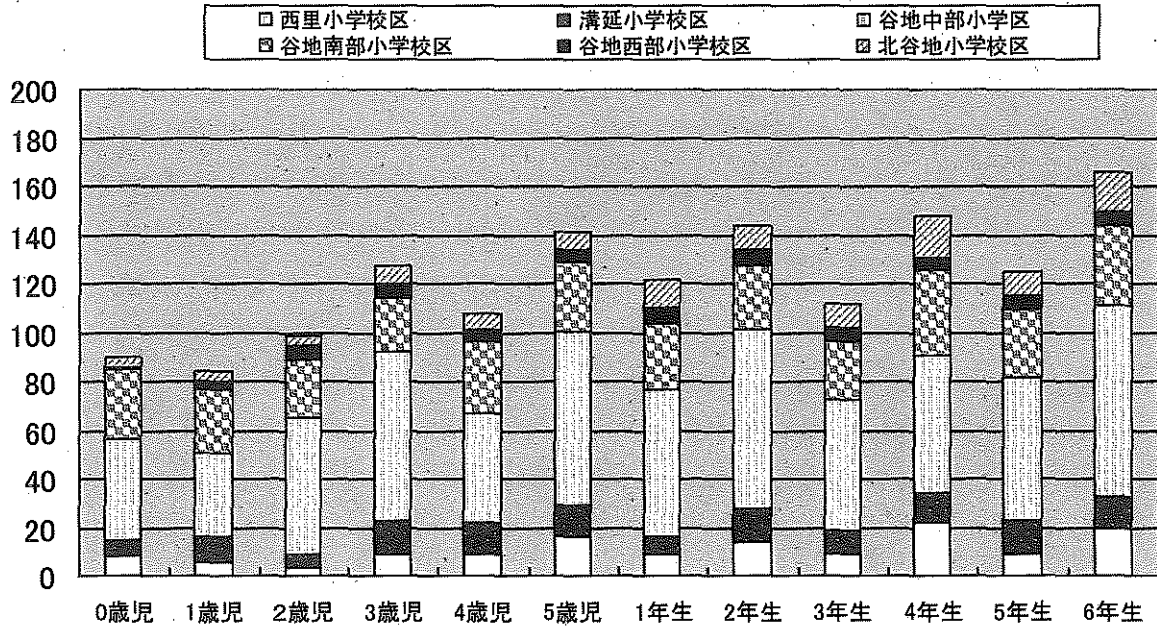
（単位：人）



資料：住民基本台帳

(2) 小学校区ごとの人数 (令和3年5月1日現在)

(単位：人)



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
西里小学校区	8	6	3	9	9	16	9	14	9	22	9	20	134
溝延小学校区	7	10	6	14	13	13	7	14	10	12	14	13	133
谷地中部小学校区	41	35	56	69	45	71	61	73	54	57	59	78	699
谷地南部小学校区	29	26	24	22	29	29	27	26	23	35	27	33	330
谷地西部小学校区	1	3	6	6	5	5	6	7	6	5	6	5	61
北谷地小学校区	4	4	4	7	7	7	12	10	10	17	10	17	109
計	90	84	99	127	108	141	122	144	112	148	125	166	1,466

資料：学校基本調査（1年生～6年生）
住民基本台帳（0～5歳児）

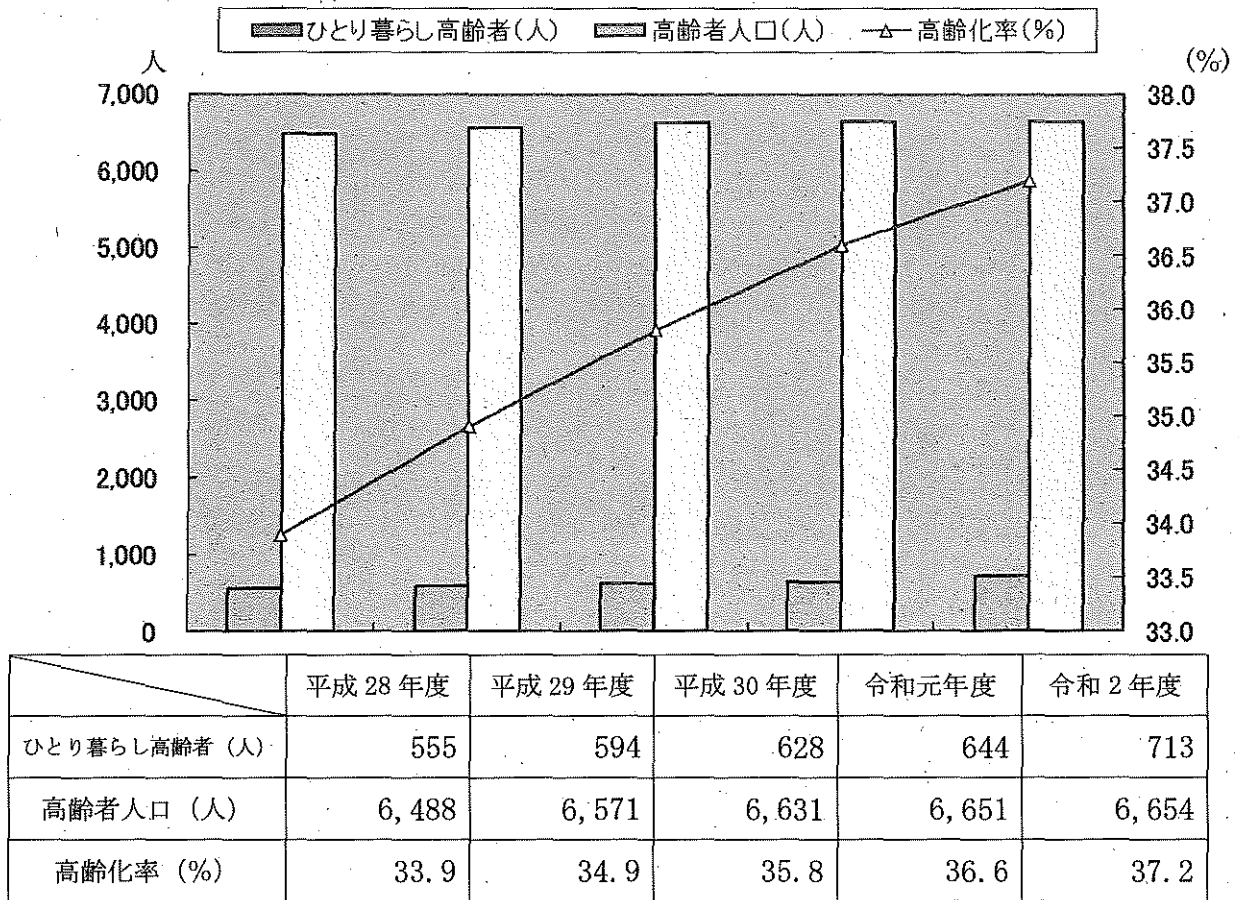
5 高齢者の状況

(1) 高齢者人口状況

平成28年度高齢者人口6,488人に対し、令和2年度は6,654人と166人増加しており、高齢化率も5年で33.9%から37.2%と3.3ポイント伸びています。

また、令和2年度のひとり暮らし高齢者数は713人となっており、平成28年度と比較すると158人の増加となっています。

高齢者人口（65歳以上）と高齢化率（各年3月31日現在）



資料：健康福祉課

令和2年 高齢化率（高齢者人口／全人口）

令和2年10月1日現在

全 国	山 形 県	河 北 町
28.6%	33.8%	37.7%

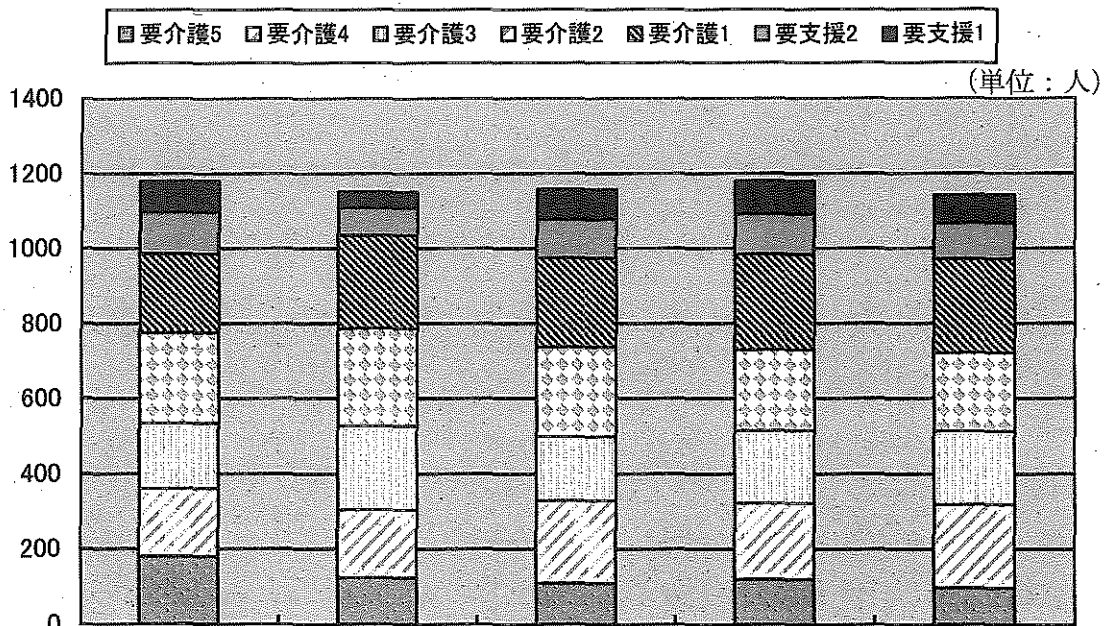
資料：国勢調査

(2) 介護保険の要介護・要支援認定者数

平成28年度の認定者合計は1,180人で、令和2年度は1,142人となっており、途中増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況となっています。

介護保険の要介護・要支援認定者数の推移

(40歳以上の方で認定を受けている方) (各年3月31日現在)



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	83	42	79	88	74
要支援2	111	74	104	108	97
要介護1	211	249	237	254	250
要介護2	241	259	238	215	208
要介護3	173	223	170	193	194
要介護4	180	180	219	201	221
要介護5	181	124	110	121	98
計	1,180	1,151	1,157	1,180	1,142

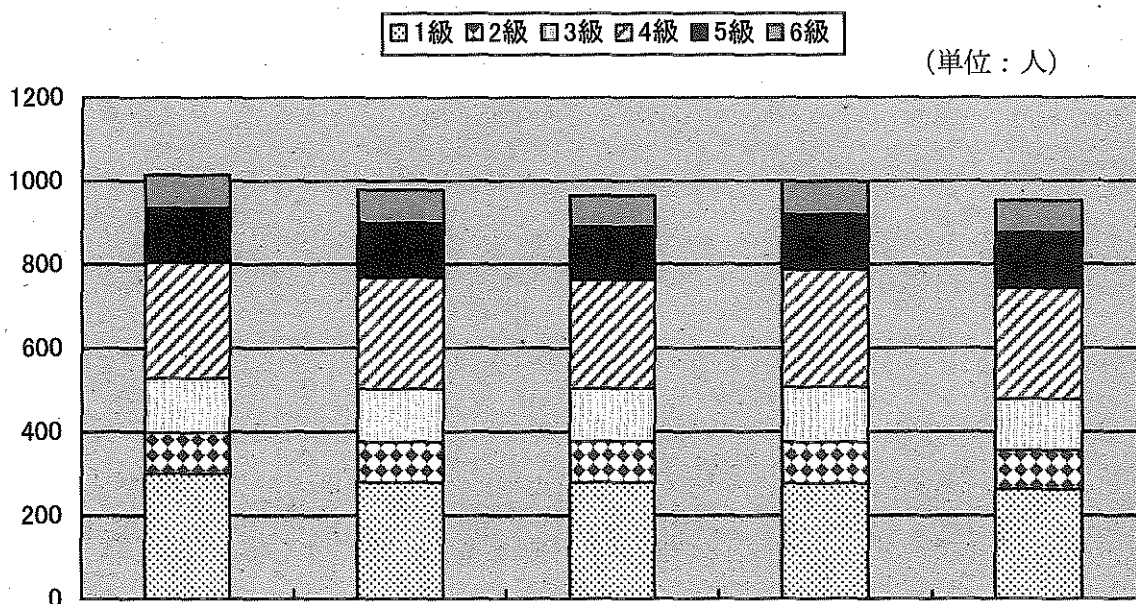
資料：健康福祉課

6 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

平成28年度の身体障害者手帳所持者合計が1,014人で、平成29年度に1,000人未満になって以降、ほぼ横ばいの状況となっています。

身体障がい者数の推移（各年3月31日現在）



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	300	279	279	276	262
2級	98	97	98	99	93
3級	130	126	127	132	123
4級	276	266	258	279	264
5級	130	130	127	132	133
6級	80	80	75	81	77
計	1,014	978	964	999	952

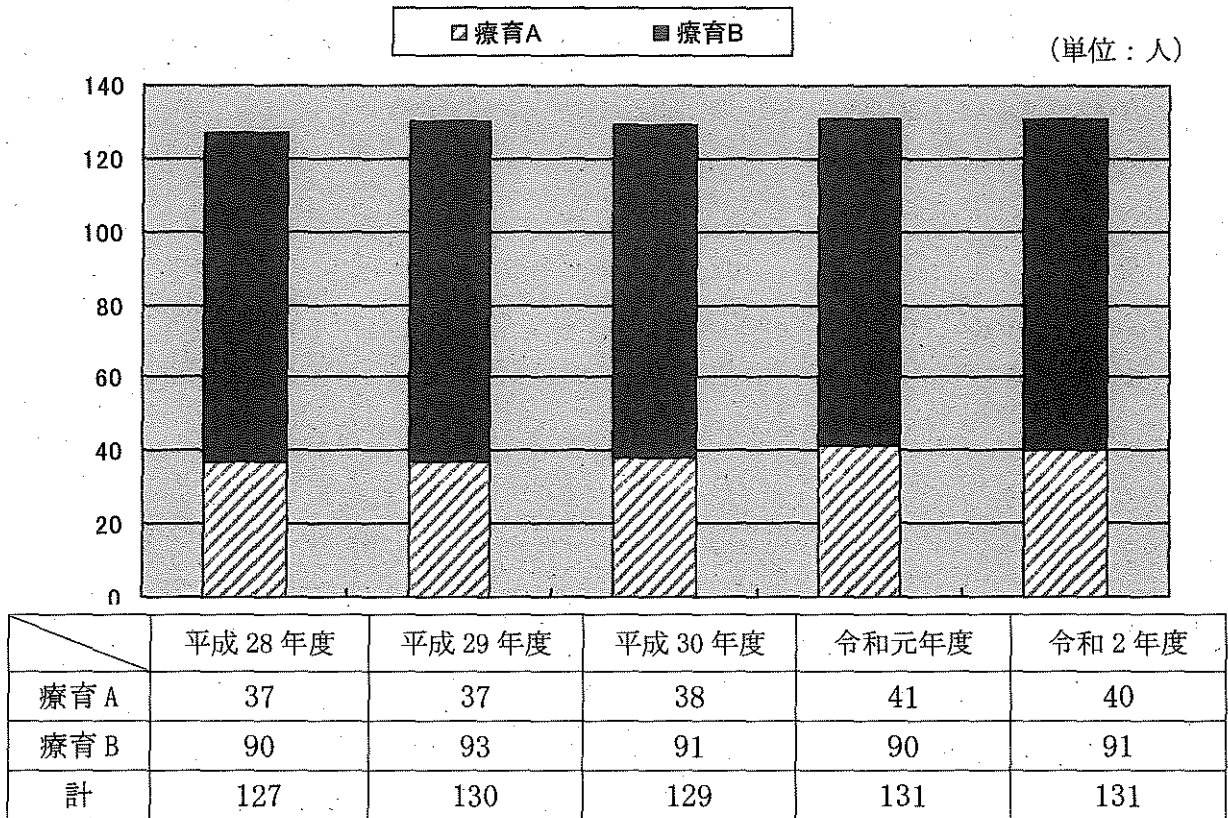
資料：健康福祉課

注) 障がい程度は1級が一番重い。

(2) 知的障がい者

平成28年度の療育手帳所持者合計が127人で、令和2年度が131人となっており、ほぼ横ばいの状況となっています。

知的障がい者数の推移（各年3月31日現在）



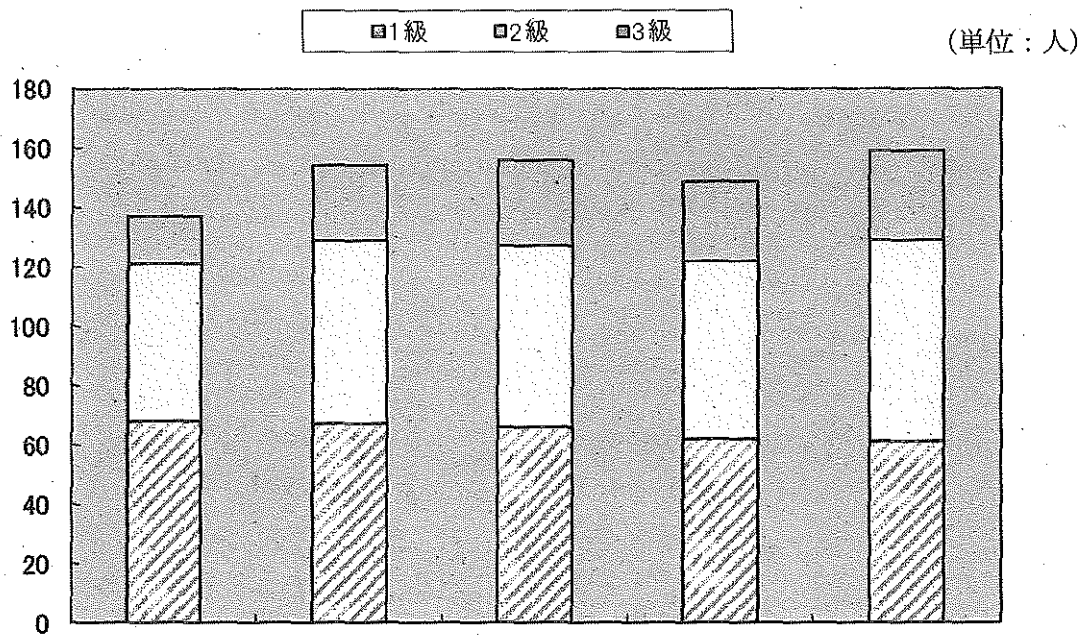
資料：健康福祉課

注) A：重度、B：中軽度

(3) 精神障がい者

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳所持者合計が137人で、令和2年度が159人となっており、22人増加しています。

精神障がい者数の推移（各年3月31日現在）



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	68	67	66	62	61
2級	53	62	61	60	68
3級	16	25	29	27	30
計	137	154	156	149	159

資料：健康福祉課

注) 障がい程度は1級が一番重い。

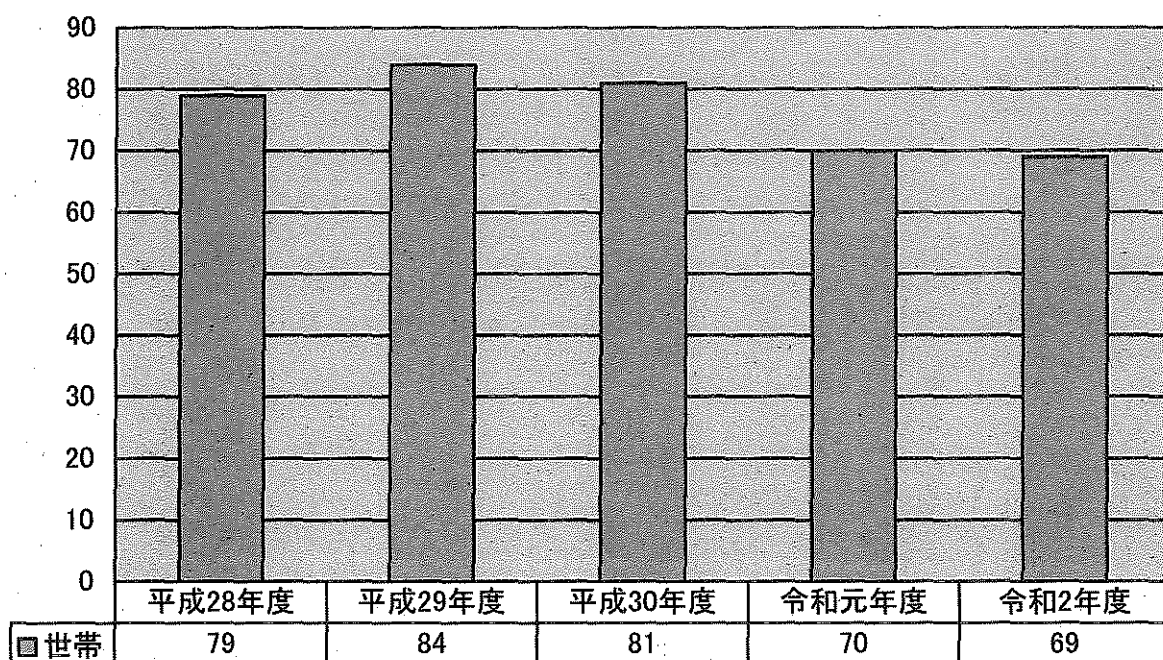
7 生活保護の状況

平成29年度の84世帯から減少傾向にあり、令和2年度は69世帯となっています。

令和2年度の保護率を全国と比較すると、極めて低い状況となっています。

生活保護世帯数の推移（各年3月31日現在）

（単位：世帯）



資料：山形県村山総合支庁生活福祉課

令和2年度 生活保護保護率（保護人数／人口）

令和3年3月31日現在

全国	山形県	河北町
1.64%	0.73%	0.43%

資料：山形県村山総合支庁生活福祉課

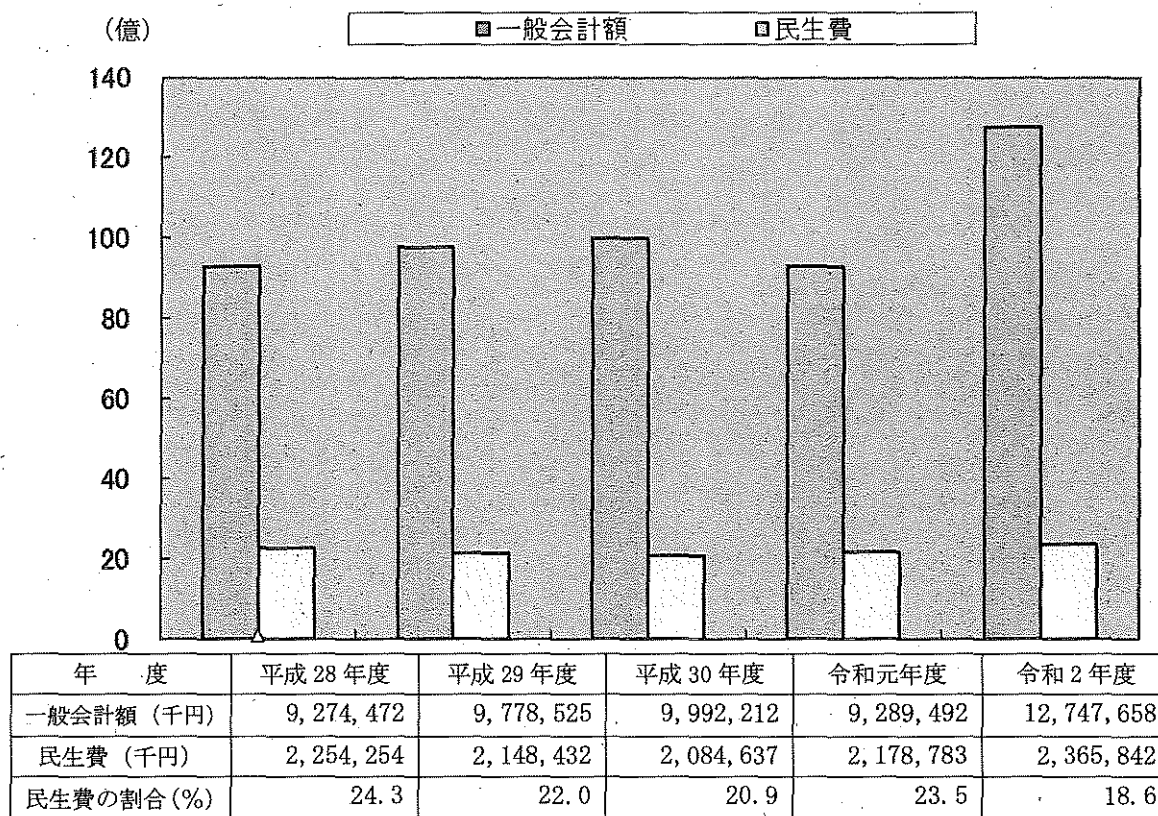
8 一般会計における民生費の動向

本町において、一般会計における民生費は平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度からは再び増加に転じ、令和2年度は約23億6千万円に上りました。

そのうち、扶助費*は約10億円になり、主な内訳は、児童福祉に関するものが約6億7千万円（児童手当2億3千万円、認定こども園運営委託2億1千万円、子育て支援医療費6千万円など）、障がい福祉に関するものが約3億2千万円（介護・訓練等給付費2億4千万円、重度心身障がい者医療費4千万円など）、高齢者福祉に関するものが約2千万円（老人施設入所費など）となっています。

また、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療の運用のため、それぞれの会計へ合わせて約5億円の繰出金を支出しています。

一般会計及び民生費の推移



資料：各年度河北町一般会計決算書

扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費

9 河北町における福祉施設等の状況

令和3年12月現在

区分	施設等名称	設置数	備考
子育て	幼稚園	1	河北幼稚園
	認定こども園等	6	かほくあいこども園（認定こども園） ひなのこども園（認定こども園） ひかり幼稚園（認定こども園） ちびっこ園（地域型保育） チャイルドホーム（地域型保育） チャイルド第二ホーム（地域型保育）
	届出保育施設等	3	ちびっこホーム べにばなベビーホーム 山形ヤクルト谷地保育所
	放課後児童クラブ	5	さくらクラブ ちびっこ放課後学童クラブ 溝延さくらクラブ ちびっこ放課後西里学童クラブ ひかり幼稚園ジュニアクラブ
	子育て支援センター	4	総合子育て支援センター かほくあい子育てセンター ひなの子育てセンター つどいの広場
	一時預り事業所	1	親子でほっとひといき広場
	病後児保育施設	2	すくすく （かほくあい子育てセンター内） のびのび （ひなの子育てセンター内）
	ファミリー・サポート・センター	1	（どんがホール内）
	高齢者	地域包括支援センター （介護予防支援事業所）	1
シルバー人材センター		1	

第2章 河北町の現状

区分	施設等名称	設置数	備考
高齢者	訪問介護事業所	2	河北町社会福祉協議会 ココロケア河北
	通所介護事業所 (デイサービス)	7	ちょうよう (眺葉園) ひいな (ひいな の 里) 青空つどいの家 さくらの家 い〜かおえがお ケアセンター縁 ココロリビング河北
	通所リハビリテーション 事業所 (デイケア)	1	紅寿の里
	短期入所生活介護事業所 (ショートステイ)	2	眺葉園 ひいな の 里
	短期入所療養介護事業所 (医療型ショートステイ)	1	紅寿の里
	訪問看護事業所	1	青空つどいの家
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3	眺葉園 ひいな の 里 眺葉の家
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	1	紅寿の里
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3	かほく こころ (紅寿の里) リーフステーション谷地
	小規模多機能型居宅介護	2	ロジェおおやま 小多機 hina
居宅介護支援事業所	7	河北町社会福祉協議会 はつらつ (眺葉園) ケアサポート紅寿 (紅寿の里) ひいな (ひいな の 里) 青空 (青空つどいの家) ケアセンター縁 新芽	

第2章 河北町の現状

区分	施設等名称	設置数	備 考
高齢者	通所型サービスB (高齢者居場所)	4	ご・ざあーれ広場 実家の茶の間 茶の間北星 なでしこ広場
	福祉用具貸与事業所	1	さふらん河北店
障がい者	地域活動支援センター	1	地域活動支援センターういんず
	相談支援事業所	3	相談支援事業所ういんず ひだまりの家かほく ソーシャルワークハウスこむぎ相談 支援事業所
	居宅介護事業所 (ホームヘルプ)	1	河北町社会福祉協議会
	重度訪問介護事業所	1	河北町社会福祉協議会
	就労継続支援事業所(A型)	1	ピース河北
	就労継続支援事業所(B型)	3	のどか ひだまりの家かほく ピース第Ⅲ河北
	共同生活援助事業所 (グループホーム)	5	みやまグループホーム みやま第2グループホーム みやま第3グループホーム 希望が丘河北第1グループホーム 希望が丘河北第2グループホーム
	救護施設	1	みやま荘
生活 困窮者	地域生活自立支援センター	1	(サポートセンターういんず内)

施設等名称の解説は、資料編に掲載しています。

10 河北町福祉関係委員等の状況

令和3年10月1日現在

区 分	人 数	備 考
民生委員・児童委員	49 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 地区担当委員 主任児童委員 </div> <div style="margin: 0 5px;">46 3</div> </div>	○地区担当委員の内訳 西里地区 (7人) 溝延地区 (8人) 谷地地区 (24人) 北谷地地区 (6人) 元泉地区 (1人)
身体障がい者相談員	4	
知的障がい者相談員	1	
食生活改善推進員	110	西里地区 (21人) 溝延地区 (13人) 谷地地区 (57人) 北谷地地区 (15人) 元泉地区 (4人)
健康づくり推進員	186	西里地区 (22人) 溝延地区 (28人) 谷地地区 (100人) 北谷地地区 (32人) 元泉地区 (4人)
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	1	
福祉推進員*	106	1地域につき2人まで

※福祉推進員：町社会福祉協議会が、地域ごとに委嘱するものであり、主に見守り活動により、地域における福祉活動の充実を目指す。

1.1 社会福祉等関係団体

(1) 河北町社会福祉協議会

本町の社会福祉協議会は、昭和40年に社会福祉法人の認可を受け、「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、地域住民や福祉組織・関係者の協働による地域生活課題の解決に取り組んでいます。

町内の世帯、団体及び法人を会員として運営され、行政はじめ関係諸団体と連携を図りながら、受託事業も含め多くの事業に取り組んでいます。

主な事業は下記のとおりとなっています。

河北町社会福祉協議会の主な事業内容

事業名	内容等
○各種相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談員による相談支援（毎週水曜日） ・弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、土地家屋調査士等による相談支援（毎月第4水曜日） ・結婚相談員等による相談支援（第1～第3火曜日、偶数月の第4日曜日）
○福祉推進員の設置	各町内会（地域）に2人まで設置。情報交換や研修を実施しながら、見守り等地域における福祉活動の充実を目指す。
○地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談窓口 ・介護予防ケアマネジメント業務や権利擁護の支援 ・一人暮らし高齢者の訪問
○居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成やサービス提供業者との連絡調整を実施 ・町からの委託による認定調査
○訪問介護事業	訪問介護計画を作成し、利用者との契約をもとに、身体介護、調理、洗濯、掃除、買い物等介護保険サービスを受ける支援
○すこやか支援事業	訪問介護事業の利用者が申し込みにより、身体介護と生活援助について、自費負担により、さらにサービスを受ける支援
○介護予防実践事業	介護予防に関する知識と運動の啓発を行うため、体操教室を実施
○一人暮らし高齢者交流事業	一人暮らしの在宅高齢者を対象にした交流会を実施
○家族介護者交流事業	在宅で寝たきり等の高齢者介護を行っている介護者に、介護の相談や、リフレッシュを目的とした交流会を実施
○生きがい活動支援通所事業	要介護状態への進行を予防するため、月、水、金の週3回生きがい活動支援通所事業を実施

第2章 河北町の現状

事業名	内容等
○意思疎通支援事業	聴覚及び音声又は言語機能障がい者等の社会参加のために手話通訳の派遣、手話奉仕員の養成講座を実施
○居宅介護事業	障がい者に対して、居宅介護計画を作成し利用者との契約により、身体介護や家事等援助のサービスを実施
○福祉サービス利用援助事業	契約手続きや日常的な金銭管理の支援
○福祉資金の貸付・償還指導	低所得者等の経済的自立と安定した生活を図るために効果的福祉資金の貸付、償還指導を実施
○緊急通報体制等整備事業	一人暮らし在宅高齢者宅等へ緊急通報装置の整備
○ボランティア活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の育成・支援 ・除雪ボランティアの派遣 (高齢者一人暮らし宅等へのスノーバスターズ事業) ・ボランティアフェスティバルの開催 ・各種講演会・講座の実施
○災害ボランティアセンターの運営	大規模な災害時における、災害ボランティアセンターの設置・運営及び関係機関との連絡・調整
○共同募金・歳末たすけあい運動	支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう福祉活動を展開
○福祉バスの運営	福祉バスの効率的活用を図る。
○総合福祉センターの運営	総合福祉センターの有効的・効率的活用を図る。

(2) 河北町身体障害者福祉協会

河北町在住で身体障害者手帳を所持する方々により組織され、障がい者の自立と社会参加を促進するため、会員の親睦を図りながら地域で孤立した障がい者が生じないよう、各種スポーツ大会（輪投げ等）、研修旅行、芋煮会、町長と語る会、友愛訪問、相談員活動等、様々な活動を行っています。

(3) 河北町手をつなぐ育成会

河北町在住で障がいのある方、保護者、家族及び支援者により組織され、障がい者とその家族の福祉環境の整備推進、相談指導や障がい者に対する理解と支援の啓発などを行っています。

(4) 河北町ボランティア連絡協議会参加団体

令和3年12月現在

団 体 名
河北町婦人会
河北町老人クラブ連合会
河北青年会議所
河北ライオンズクラブ
河北ロータリークラブ
ボランティアグループのぞみの会
NPO法人 河北まちづくりネットワークひまわり
ピエロ
河北町青年団
西村山地区保護司会河北分会
NPO法人 元気 net かほく
NPO法人 ひだまりの家かほく
NPO法人 河北子育てアドバイザーセンター
河北町婦人文化教室
べに花ガイド会
山形県立谷地高等学校
河北町環境を考える会
SKITかほく
河北べにの里昔語りの会
河北町社会福祉協議会

1 2 第3期計画にかかる検証

(1) 検証の目的

本検証アンケートは、平成29年3月に策定した「第3期河北町地域福祉計画」の「第4章 地域福祉推進の方策」に掲げた個人・地域・事業者・行政の役割について、それぞれの意識や関心、認知度について検証し、本計画の見直しにあたっての参考資料とすることを目的とする。

(2) 検証の概要

対象者	19歳以上の町民 648人 (区長(108人)、町民から無作為に抽出(540人)) 高齢者・障がい者・子育て関係事業所の職員(事業者) 100人
方法	町民：郵送により配付・回収を実施 事業者：郵送により各事業所に職員の人選・配付・回収を依頼して実施
期間	令和3年6月30日～令和3年9月10日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・『基本目標1：一人ひとりに合った福祉サービスの利用を進めよう!』 『基本目標2：支えあう地域づくりを進めよう!』 『基本目標3：安心して暮らせる地域づくりを進めよう!』 <p>のそれぞれの実施策について、「個人」「地域」「事業者」「行政」の合計115項目の役割を「○」「×」で検証</p> <p style="text-align: center;"> { 実施・達成・・・○ 実施・達成していない・・・× わからない・・・空欄 } </p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する意見等(自由記載)

(3) 回収の内訳

対象者	検証依頼数	回収数	回収率
町民	648	428	66.0%
事業者	100	94	94.0%
合計	748	522	69.8%

(4) 調査結果及び検証

『基本目標1：一人ひとりに合った福祉サービスの利用を進めよう!』では、以下の基本施策、実施施策を掲げて、地域福祉活動を推進してきました。

基本施策(1) わかりやすい情報提供

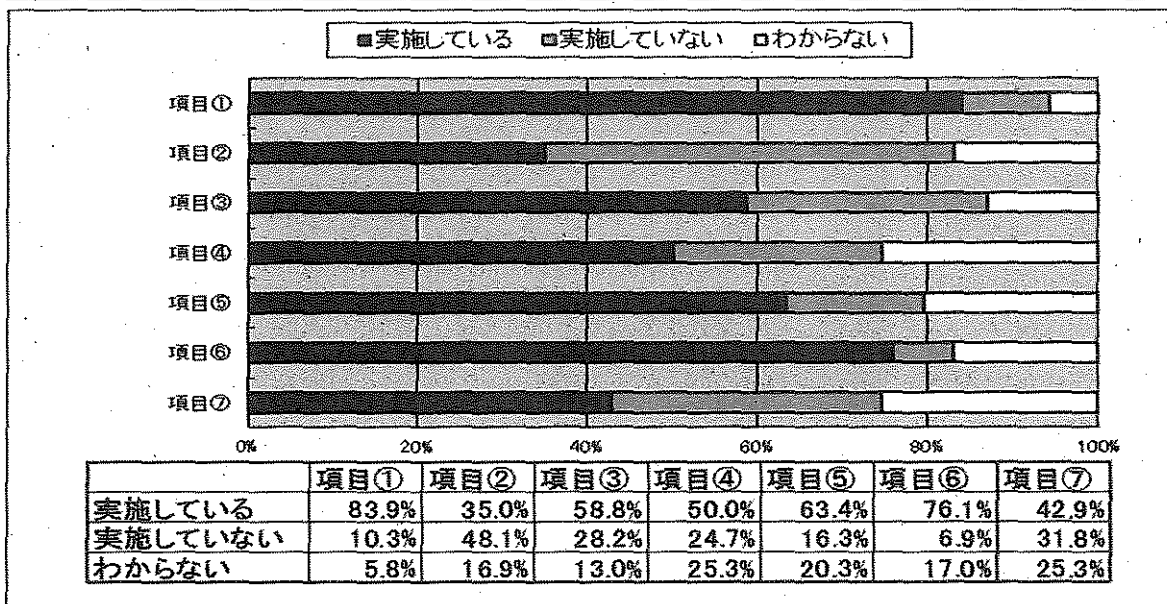
- 実施施策① わかりやすい冊子や広報の発行
- 実施施策② 住民のニーズに合った適切な情報提供
- 実施施策③ 介護保険や福祉サービスに関する広報

基本施策(2) 相談支援の充実

- 実施施策① 相談支援体制の充実
- 実施施策② 子育て支援センターの活用
- 実施施策③ 地域包括支援センターの活用
- 実施施策④ 障がい者相談支援事業所の活用
- 実施施策⑤ 西村山地域生活自立支援センターの活用
- 実施施策⑥ 相談支援機関の連携強化

【個人の役割】

基本施策	検証を行った項目
わかりやすい 情報提供	①広報やパンフレットなどの情報を確認しましょう。
	②わからないことや要望などを事業者・行政などへ伝えましょう。
	③サービス紹介のパンフレットなどは保管しておきましょう。
相談支援の 充実	④子育て、高齢者、障がい者など身近な相談窓口を活用しましょう。
	⑤日ごろからなんでも相談できる相手をつくりましょう。
	⑥相談されたら相手の身になって聞いてあげましょう。
	⑦情報を交換できるネットワークを持ちましょう。



評価

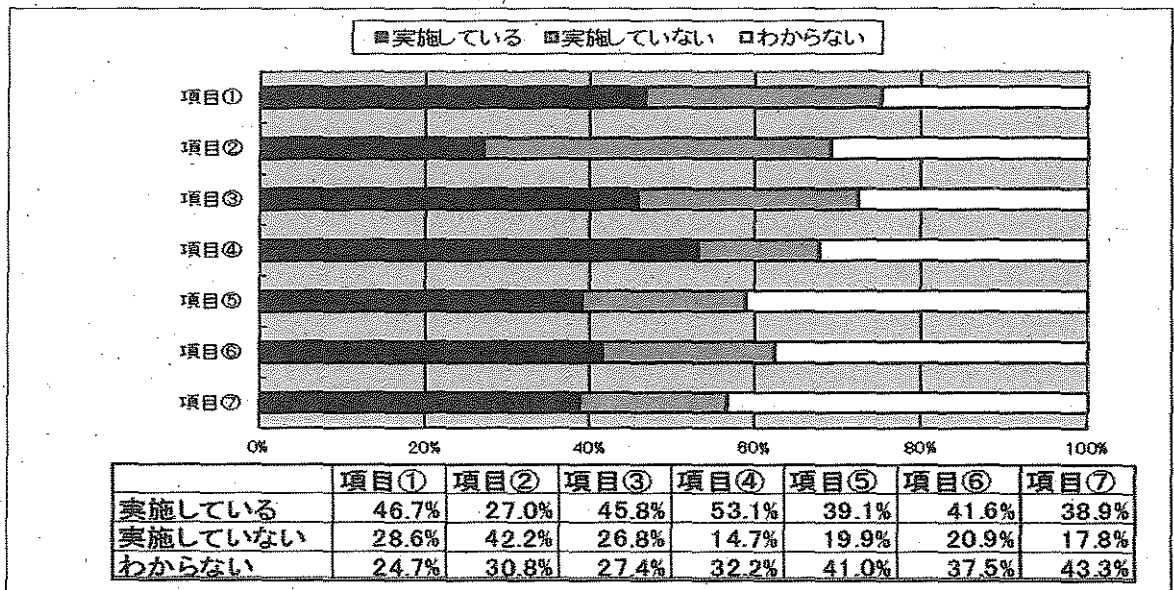
- ・ほとんどの人が広報などで情報確認を行っている。
- ・比較的高い割合の人が身近な相談相手を持っている。
- ・疑問や要望について行政への問い合わせが消極的
- ・情報交換のためのネットワークを持つ人の割合が半数以下

課題

- ・気軽に相談ができる窓口の充実
- ・具体的な情報交換ネットワークの提示

【地域の役割】

基本施策	検証を行った項目
わかりやすい 情報提供	①公民館などに掲示板を設け、活用しましょう。
	②地域内で福祉に関する支援やサービスについて話し合きましょう。
	③地域の民生委員・児童委員、区長なども身近な立場で情報提供に努め、地域内の情報共有を図りましょう。
相談支援の 充実	④地域で子育てを支援しましょう。
	⑤民生委員・児童委員の周知や福祉推進員の育成に努めましょう。
	⑥気軽に相談し合える地域をつくりましょう。
	⑦問題を抱える人がいたら、相談窓口につなげましょう。



評価

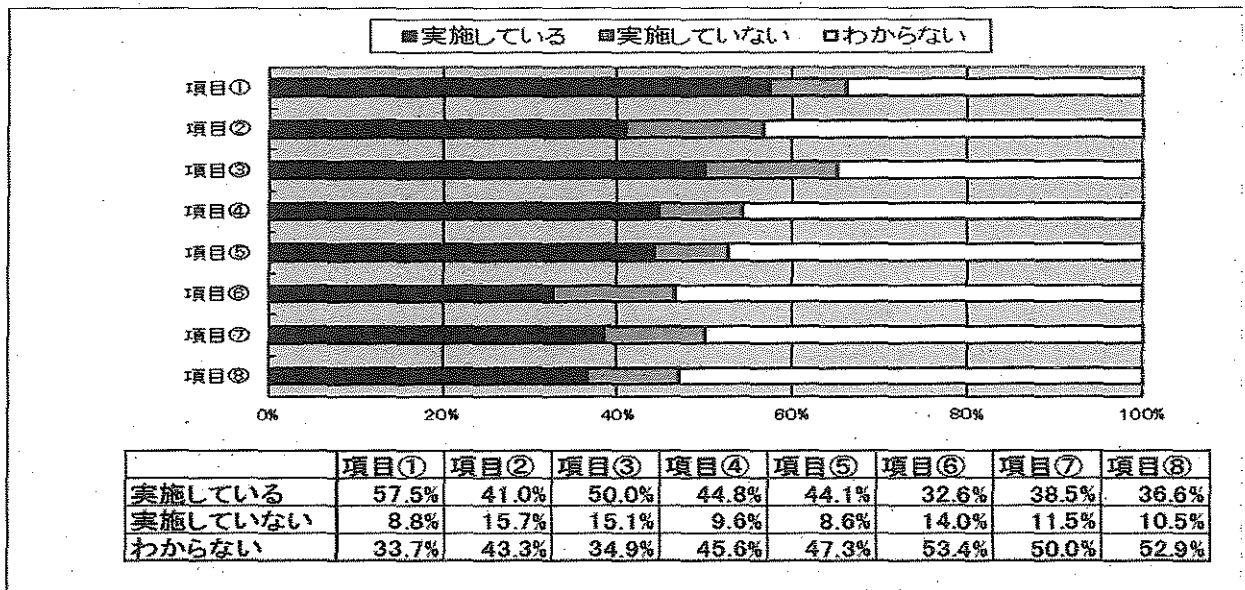
- ・子育て支援の意識は高い。
- ・話し合える環境は整っているが専門知識を持ち合わせた機関等との相談についての連携が低調
- ・民生委員・児童委員、福祉推進員について知らない人が比較的多い。

課題

- ・各種相談事業所の周知
- ・民生委員・児童委員、福祉推進員の周知

【事業者の役割】

基本施策	検証を行った項目
わかりやすい 情報提供	①専門用語など難しい言葉は使わず、わかりやすい表現にしましょう。
	②行政や関係機関と連携を図り、情報提供をスムーズに行いましょう。
	③パンフレットなどを作成し、わかりやすい情報提供をしましょう。
相談支援の 充実	④適切なサービスを提供するための相談体制を作りましょう。
	⑤相談に合ったわかりやすい説明をしましょう。
	⑥さまざまな相談に対応できる人材の育成を図りましょう。
	⑦地域の相談窓口として積極的に相談に対応しましょう。
	⑧地域や関係機関と連携をとり、情報収集や情報共有を図りましょう。



評価

- ・パンフレットなど情報の表現、わかりやすさについて高評価
- ・相談業務について事業者側の評価と個人、地域側との評価にかい離がある。
- ・相談体制、連携についての評価は半数以下

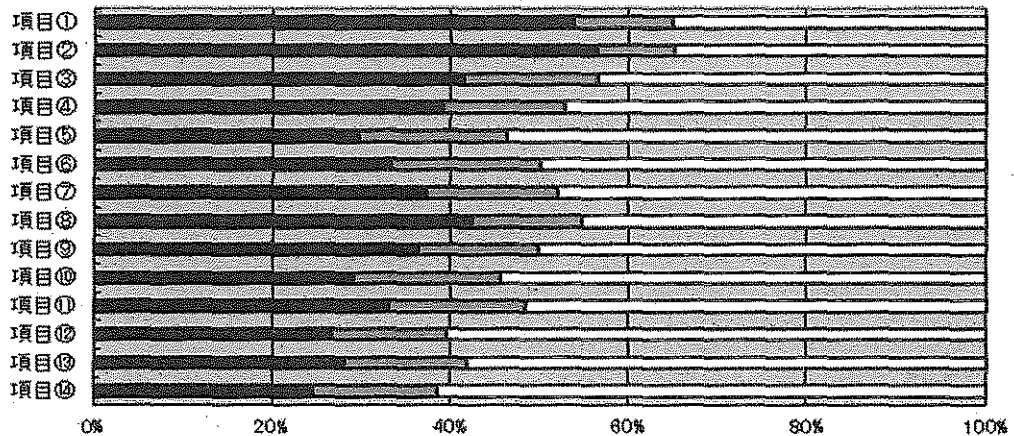
課題

- ・良質な情報提供の維持
- ・各種サービス内容の周知
- ・各種事業所間の連携の透明化

【行政の役割】

基本施策	検証を行った項目
わかりやすい 情報提供	①わかりやすい表現で、見出しやイラストなどを使った見やすい工夫をします。
	②広報、ホームページ、パンフレットなど幅広い情報提供に努めます。
	③受付窓口での的確な情報提供に努めます。
	④申込手続きや利用方法の周知を図ります。
	⑤個人・地域・事業者のニーズの把握に努めます。
	⑥福祉に関する支援や認知症に関する研修会の広報・啓発に努めます。
	⑦各種会議、イベント、教室などの機会を通し情報提供を行います。
相談支援の 充実	⑧健康なんでも相談、すこやか育児相談を開催します。
	⑨子育て、高齢者、障がい者などに関する講座や教室を開催します。
	⑩民生委員・児童委員による相談活動を充実し、各種サービスの普及を図っていきます。
	⑪気軽に相談できる体制づくりを進めます。
	⑫生活困窮者自立支援制度による相談窓口の活用を図り、生活保護に陥ることのないよう関係機関と連携します。
	⑬さまざまな分野に対応した相談窓口の充実と周知を図ります。
	⑭各分野にまたがるさまざまな問題に対応できるようネットワークの構築を図ります。

■実施している □実施していない ◻わからない



	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	項目⑦	項目⑧	項目⑨	項目⑩	項目⑪	項目⑫	項目⑬	項目⑭
実施している	54.0%	56.5%	41.6%	39.1%	29.7%	33.3%	37.4%	42.5%	36.4%	29.1%	33.2%	26.6%	28.0%	24.5%
実施していない	11.1%	8.8%	15.1%	13.8%	16.7%	16.9%	14.7%	12.3%	13.6%	16.5%	15.3%	13.0%	13.8%	14.0%
わからない	34.9%	34.7%	43.3%	47.1%	53.6%	49.8%	47.9%	45.2%	50.0%	54.4%	51.5%	60.4%	58.2%	61.5%

評価

- ・広報など情報の表現、わかりやすさについて高評価
- ・受付対応や手続、利用の周知について約4割の人が満足
- ・各種ニーズの把握について低評価
- ・各種研修会や行政に関する情報提供の周知について低評価
- ・混在する問題の相談体制やネットワークづくりについて低評価
- ・相談活動に関わる民生委員・児童委員との連携について低評価

課題

- ・生活に関わる新たなニーズの把握
- ・持続的な情報提供の充実
- ・事業所、行政とのネットワークの構築等連携の強化
- ・民生委員・児童委員との連携の強化

『基本目標2：支え合う地域づくりを進めよう!』では、以下の基本施策、実施施策を掲げて、地域福祉活動を推進してきました。

基本施策(1) 地域のネットワークづくり

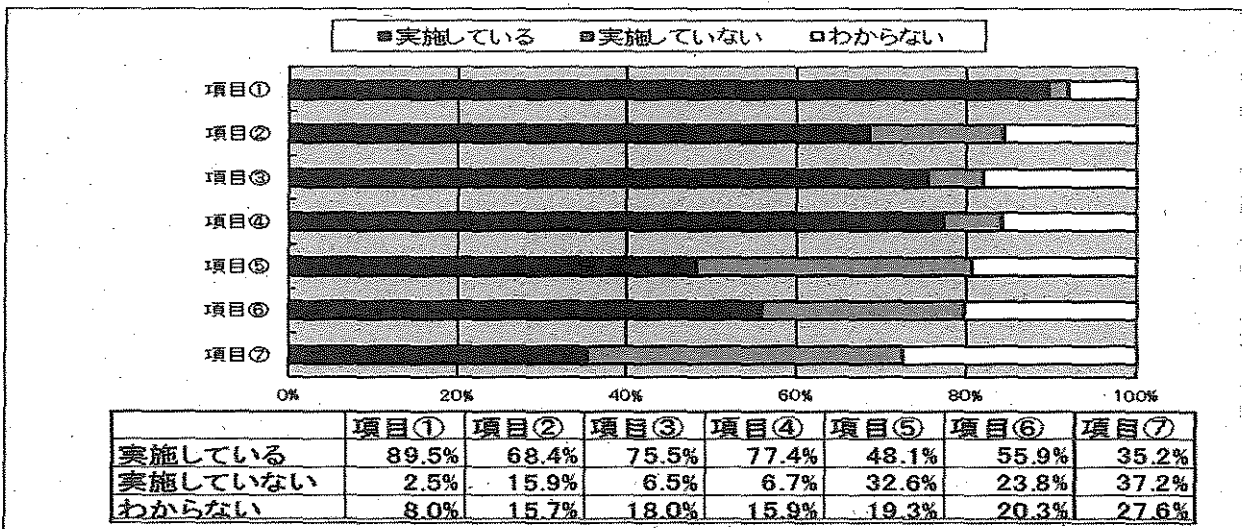
- 実施施策① 地域でのつながり合いの推進
- 実施施策② 地域の見守りネットワークづくり
- 実施施策③ 地域の要援護者への見守り・声かけ運動の推進
- 実施施策④ 支え合う意識の向上
- 実施施策⑤ 「おたがいさま社会」の構築

基本施策(2) 地域の交流の場づくり

- 実施施策① 伝統行事や地域行事などによる世代間交流の推進
- 実施施策② 講座や事業を活用した交流の推進
- 実施施策③ 生きがい活動の推進

【個人の役割】

基本施策	検証を行った項目
地域のネットワークづくり	①普段からお互いにあいさつや声をかけ合ひましょう。
	②回覧を回すときにはなるべく手渡しするなど、積極的に見守り・声かけ運動を実践しましょう。
	③近所で困っているときは、みんなで助けましょう。
	④日常生活の中で「おたがいさま」と言い合える気配り、心配り、奉仕を実践しましょう。
地域の交流の場づくり	⑤地域行事やいきいきサロン事業などの各種事業に積極的に参加しましょう。
	⑥行事などに参加するときは、互いに声をかけ合ひましょう。
	⑦各種講座などで交流を深め、仲間づくりをしましょう。



評価

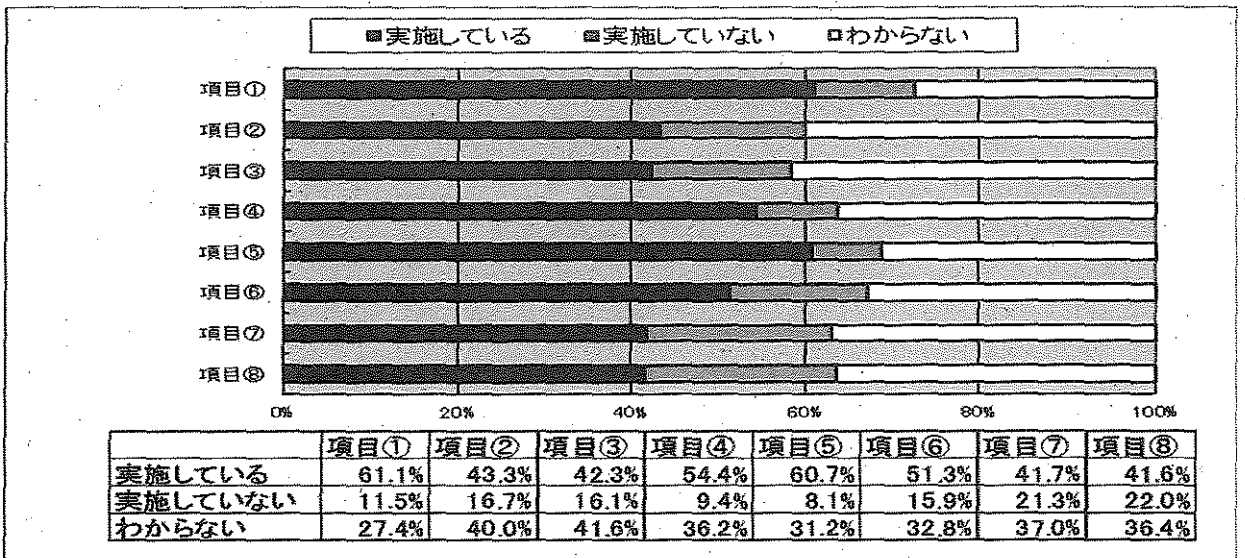
- ・あいさつ、声かけは概ね達成されている。
- ・助け合い、「おたがいさま」の考えを実践している人が多数
- ・地域における各種事業への参加が半数以下
- ・地域における各種事業への参加が若い人ほど少ない。
- ・各種講座における交流が低調

課題

- ・地域の年齢層に合った新たな事業の開設
- ・地域が融合できる新たな事業の開設
- ・より興味を持ちやすい分野に着目した新たな講座の開設

【地域の役割】

基本施策	検証を行った項目
地域のネットワークづくり	①地域全体であいさつ運動を広げて行きましょう。
	②気になる様子の家庭があれば、声かけや見守り、関係機関などへ相談しましょう。
	③要援護者の把握に努め、地域で見守り・声かけ運動を実践しましょう。
	④「遠くの親戚より近くの知人」として、支え合う地域社会を作りましょう。
	⑤「おたがいさま」と言い合える気配り、心配り、奉仕のある地域づくりをしましょう。
地域の交流の場づくり	⑥いきいきサロン事業や地域行事など幅広い世代の交流の機会を増やし、地域全体のつながりを深めましょう。
	⑦講座や教室を開催し、仲間づくりのきっかけづくりをしましょう。
	⑧子ども会・婦人会・老人クラブなどの連携を密にしましょう。



評価

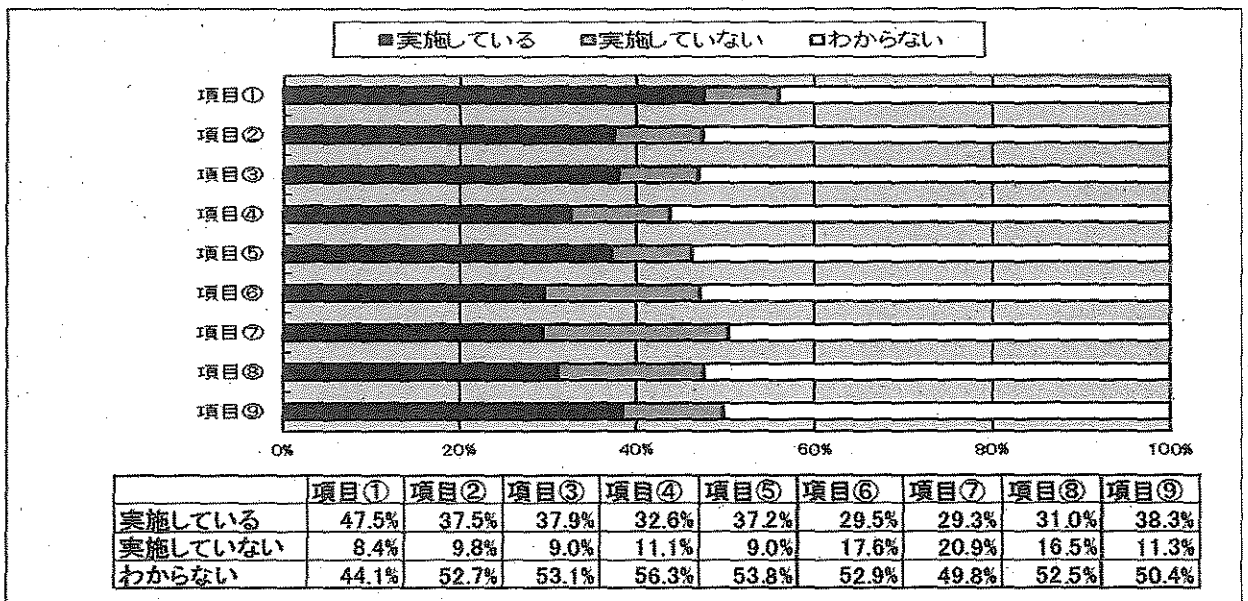
- ・地縁を大切にしている人が多数
- ・地域の交流を深める活動について、活動内容の広がりが少ない。

課題

- ・持続的な地域活動の維持
- ・地域の交流についての新たなニーズの把握

【事業者の役割】

基本施策	検証を行った項目
地域のネット ワークづくり	①地域や個人へもあいさつ運動を展開しましょう。
	②要援護者の把握に努め、見守り・声かけ運動を実践しましょう。
	③行政や関係機関と連携・協力の強化を図りましょう。
	④支え合う地域社会構築のための事業を進めましょう。
	⑤「おたがいさま社会」の構築に参加しましょう。
地域の交流の 場づくり	⑥地域行事や講座に参加したり、講師としても協力しましょう。
	⑦講座や教室を開催しましょう。
	⑧地域にも事業所を開放し、交流の場づくりをしましょう。
	⑨高齢者の生きがいや健康づくりを推進しましょう。



評価

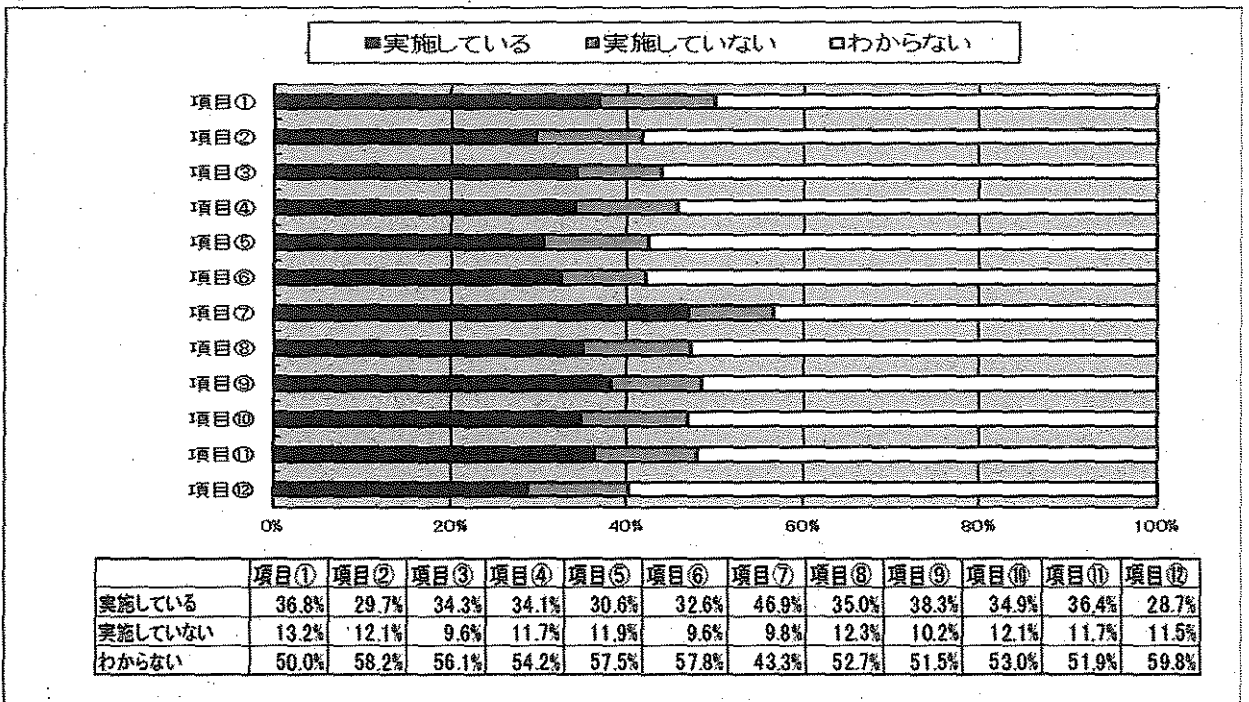
- ・事業者に対し地域福祉の一員であるという認識が薄い。
- ・全体的に「わからない」と答えた割合が高い。

課題

- ・地域活動における地域と事業者との充実した交流
- ・事業者の活動についてわかりやすい周知の継続

【行政の役割】

基本施策	検証を行った項目
地域のネットワークづくり	①全町的なあいさつ運動・声かけ運動になるよう啓発します。
	②幅広いネットワーク体制の充実に努めます。
	③関係機関との連携を強化し、児童や高齢者などの虐待防止に努めます。
	④認知症高齢者、その家族の支援、また、地域においての見守り体制づくりを図ります。
	⑤「障がい」を正しく理解し、差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」と支え合う意識高揚のための啓発を実践します。
	⑥「おたがいさま社会」の構築を推進します。
地域の交流の場づくり	⑦公民館活動やいきいきサロン事業、老人クラブ活動など、地域行事やイベントなどの開催を支援します。
	⑧いきいきサロン事業などの事例発表の開催や事例紹介など、啓発を図ります。
	⑨各種イベントや教室、高齢者の居場所づくりなど様々な交流の場づくりを進めます。
	⑩健康づくり推進員、食生活改善推進員と連携し、地域のイベントを支援します。
	⑪各種イベントなどへの参加を広く呼びかけます。
	⑫要援護者への支援活動をバックアップします。



評価

- ・用途にかかわらず地域活動への支援について低評価
- ・全体的に「わからない」と答えた割合が高い。

課題

- ・個人・地域・事業者それぞれが自らできること、行政がやるべきことの区分け
- ・行政の事業について継続した周知

『基本目標3：安心して暮らせる地域づくりを進めよう!』では、以下の基本施策、実施施策を掲げて、地域福祉活動を推進してきました。

基本施策(1) 安全・安心な地域づくり

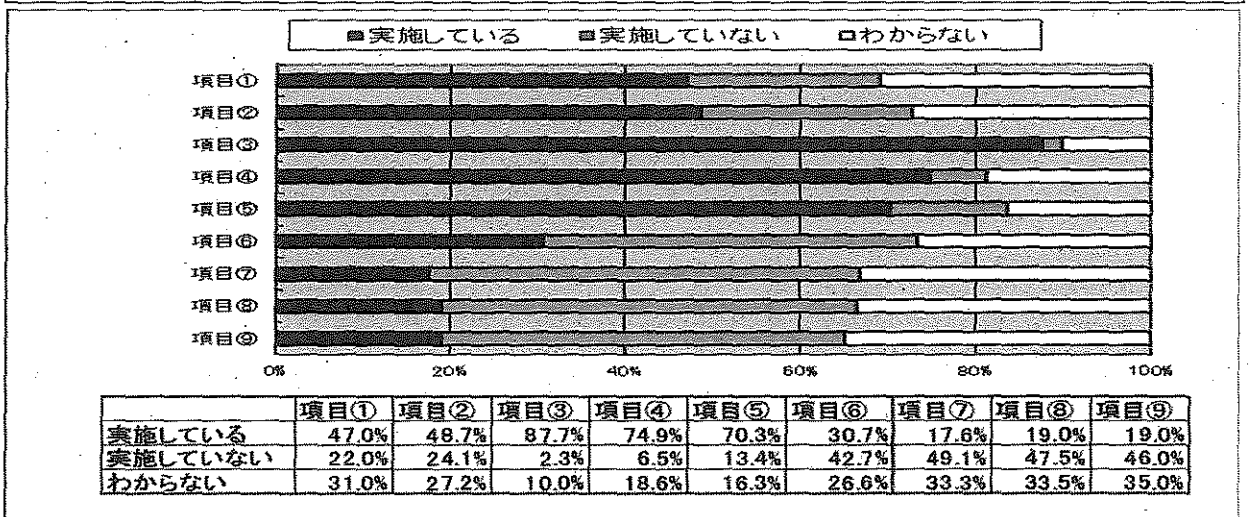
- 実施施策① 安心して子育てできる支援の充実
- 実施施策② 福祉サービスの充実と在宅福祉の支援
- 実施施策③ 健康づくりの推進
- 実施施策④ 防災、防犯意識の向上
- 実施施策⑤ 災害時要援護者対策の体制確立と実践

基本施策(2) ボランティア活動の推進

- 実施施策① ボランティア活動の支援
- 実施施策② ボランティア団体・NPO法人の育成と支援
- 実施施策③ 「人づくり」「仲間づくり」の推進

【個人の役割】

基本施策	検証を行った項目
安全・安心な地域づくり	①気軽に相談をしながら、自分に合ったサービスを活用しましょう。
	②家族で健康に関心を持ち、各種事業などに積極的に参加しましょう。
	③戸締り用心・火の用心を心がけましょう。
	④防犯情報を確認し理解を深めましょう。
	⑤災害時の避難所や家族間の連絡方法の確認、停電対策や防寒対策など災害時の避難準備をしておきましょう。
ボランティア活動の推進	⑥知識や経験などを活かし、気軽にボランティア活動に参加しましょう。
	⑦友達や仲間を声をかけ、ボランティア活動やNPO法人活動に参加しましょう。
	⑧ボランティアやNPO法人の活動に関心を持ち、講習会や養成講座などに参加しましょう。
	⑨趣味や教室などの集まりの中で、ボランティアのことを話し合ってみましょう。



評価

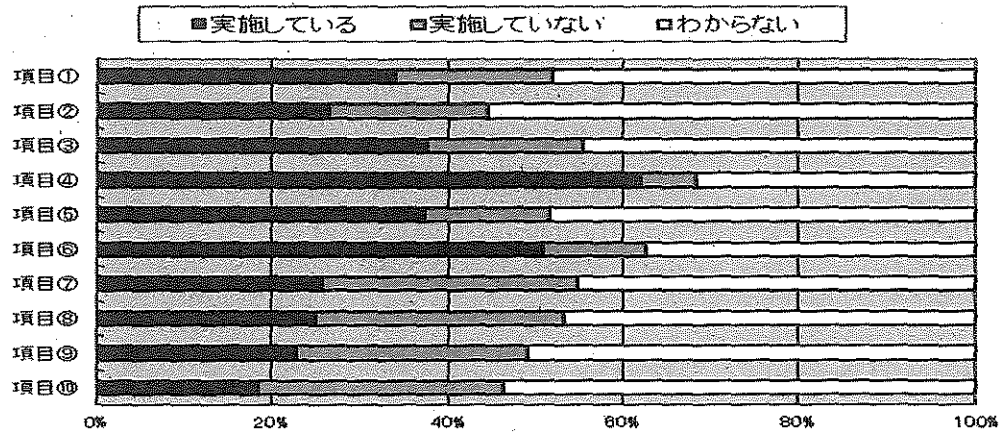
- ・防犯、防災対策の意識は高い。
- ・ボランティアについての意識は低い。

課題

- ・持続的な災害対策の実践
- ・ボランティアについての新たなニーズの把握

【地域の役割】

基本施策	検証を行った項目
安全・安心な 地域づくり	①福祉推進員など、地域の先輩として子育て相談・協力をしましょう。
	②制度によらない分野での支援を実践しましょう。
	③健康づくり活動に地域で声をかけ合って参加しましょう。
	④不審車両や不審者に気を配りましょう。
	⑤地域の相互援助活動体制の確立をしましょう。
	⑥災害時における要援護者の把握と情報共有に努めましょう。
ボランティア 活動の推進	⑦地域における講習会やボランティア活動を開催しましょう。
	⑧ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
	⑨ボランティア活動と地域福祉活動を連携して進めましょう。
	⑩地域リーダーを育成しましょう。



	項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤	項目⑥	項目⑦	項目⑧	項目⑨	項目⑩
実施している	33.9%	26.4%	37.7%	62.1%	37.3%	50.8%	25.7%	24.9%	22.8%	18.4%
実施していない	18.0%	18.2%	17.8%	6.3%	14.4%	11.9%	29.1%	28.4%	26.4%	28.0%
わからない	48.1%	55.4%	44.5%	31.6%	48.3%	37.3%	45.2%	46.7%	50.8%	53.6%

評価

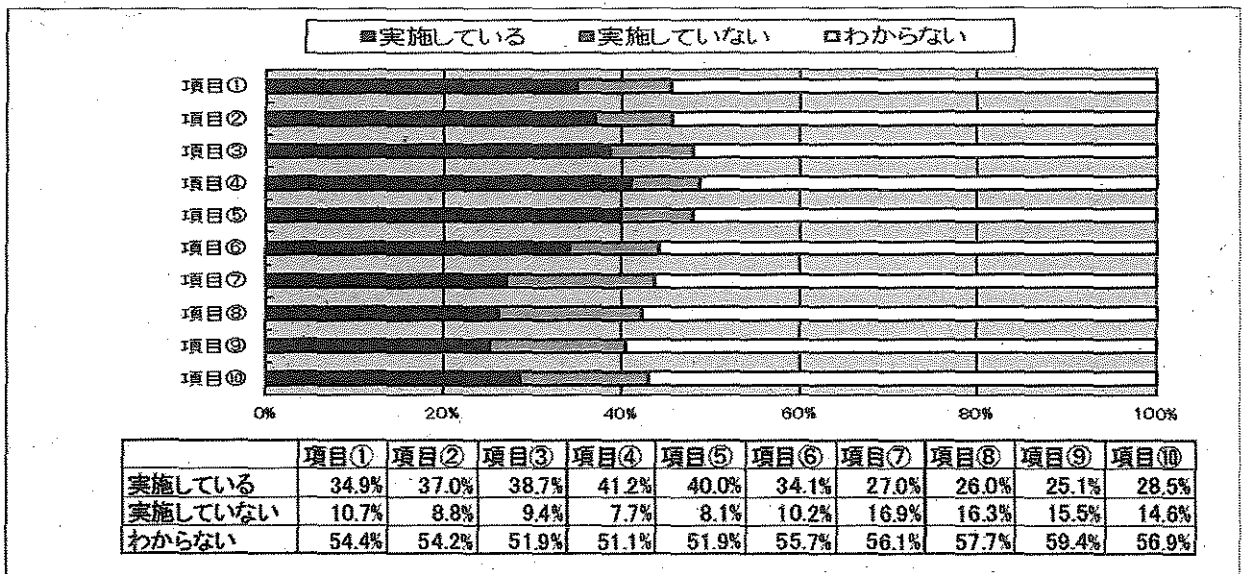
- ・防犯、防災対策の意識は高い。
- ・ボランティアについての意識は低い。
- ・地域における将来の人材育成が進んでいない。

課題

- ・持続的な災害対策への意識の維持
- ・地域における新たなニーズの把握
- ・ボランティアについての新たなニーズの把握
- ・地域における年齢層毎の新たな人材の育成

【事業者の役割】

基本施策	検証を行った項目
安全・安心な 地域づくり	①育児相談などに協力しましょう。
	②利用者からの声を反映させ、サービスの充実を図りましょう。
	③健康づくり活動に積極的に協力しましょう。
	④施設の防災体制の確立と災害時の連絡網を構築しておきましょう。
	⑤利用者が悪質業者の被害に合わないよう注意しましょう。
	⑥要援護者の情報収集に努めましょう。
ボランティア 活動の推進	⑦ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
	⑧ボランティア団体などと連携し、情報交換をしていきましょう。
	⑨講習会や養成講座の開催と普及に取り組みましょう。
	⑩地域の行事に参加したり、施設を地域に開放するなど、地域の一員として地域活動に積極的に参加しましょう。



評価

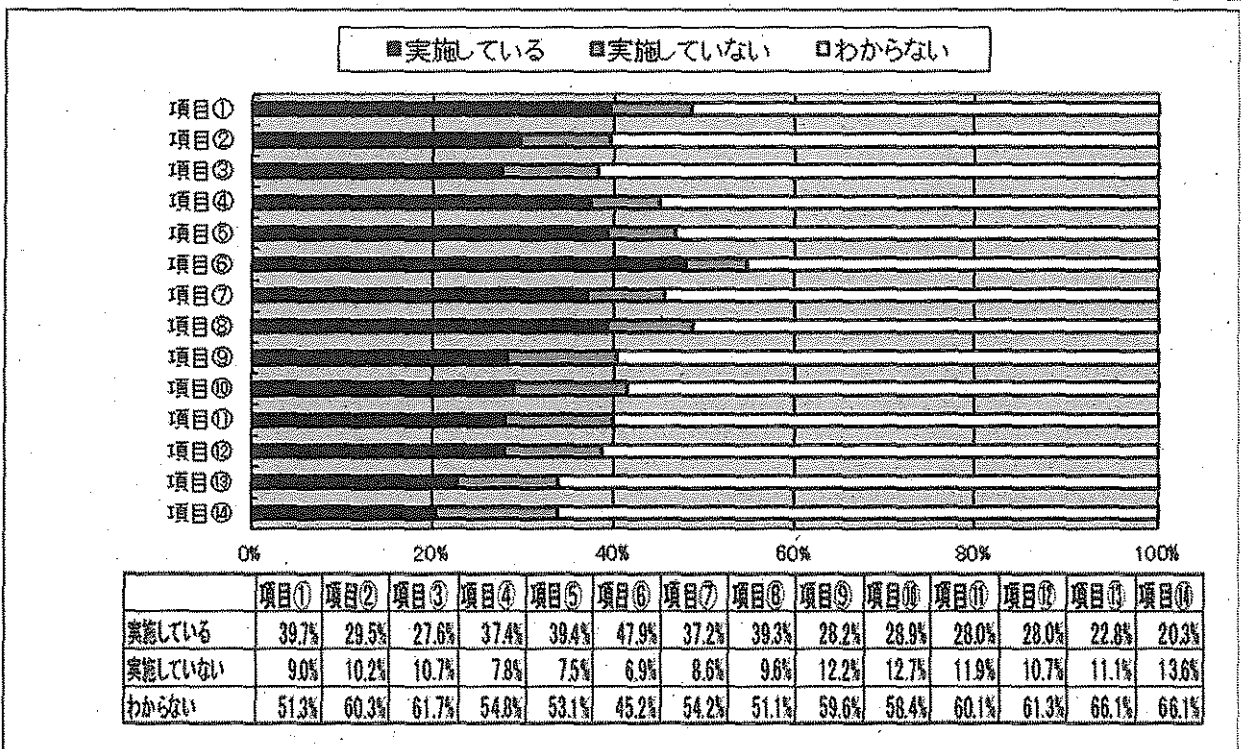
- ・事業者に対し地域福祉の一員であるという認識が薄い。
- ・全体的に「わからない」と答えた割合が高い。

課題

- ・地域活動における地域と事業者との充実した交流
- ・事業者の活動についてわかりやすい周知の継続

【行政の役割】

基本施策	検証を行った項目
安全・安心な地域づくり	①安心して出産、子育てできるような環境、体制づくりに努めます。
	②事業者が活動しやすいよう関係機関の連携を図り支援します。
	③福祉サービス利用に結びついていない方の早期発見と対応を積極的に進めます。
	④健康づくり事業の開催や健康に関する情報の周知・啓発を行います。
	⑤防犯情報を提供し、被害者にならないよう支援の充実を図ります。
	⑥避難場所や災害時の対応などに関する情報提供を行います。
	⑦自主防災組織の強化支援を行います。
	⑧区長や自主防災組織、民生委員・児童委員と連携して安否確認に努めます。
ボランティア活動の推進	⑨ボランティア活動がしやすいようにバックアップします。
	⑩ボランティアに関する情報提供や団体の活動を紹介します。
	⑪学校とも連携し子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めます。
	⑫社会福祉協議会などと連携・協力し、講座や研修の開催を支援します。
	⑬ボランティア団体・NPO法人への支援を行います。
	⑭地域リーダーの育成を支援します。



評価

- ・防犯、防災対策への支援について高評価
- ・社会福祉協議会や事業所などとの連携について低評価
- ・将来の人材育成への支援について低評価
- ・ボランティア活動の紹介、支援について低評価
- ・全体的に「わからない」と答えた割合が高い。

課題

- ・持続的な災害対策への支援の維持
- ・事業所、行政に関わる連携と支援について継続した周知

意見等

実施施策	意見
わかりやすい冊子や広報の発行	<p>広報は情報源です。必要な情報を見逃さないようにしています。見やすく助かっています。(50歳代)</p> <p>子育て支援センターのおたよりを広報に入れてほしい。(事業者)</p>
住民のニーズに合った適切な情報提供	<p>LGBTQの地域活動、福祉についての情報を知りたい。(10~20歳代)</p> <p>聞かなければ教えないのではなく各々家族状況を情報として持っている行政が各々に合った情報をおろす事が大事だと思う。(30~40歳代)</p> <p>一般の人達は、情報がなく不安な気持ちで窓口へ行くので、これからも真摯に向き合ってください。(事業者)</p>
介護保険や福祉サービスに関する広報	<p>広報に福祉施設の欄を設け活動内容をより詳しく情報提供してください。(区長)</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、様々な取り組みに制限があり事業所のサービスを利用する機会も減っているように思います。今後、河北町の実態について町内全体の情報を集められるよう、検討をお願いします。(事業者)</p>
相談支援体制の充実	<p>相談して、悩みがたとえ解決しなくても話を聞いてもらえた安心感などでまた頑張ろうという気持ちになりますので、相談を受ける方はさらに意識していただきたいと思います。(30~40歳代)</p> <p>総合相談窓口が欲しい。(50歳代)</p> <p>相談に関わる人は、特にひとり暮らしの方の訪問を心掛け、生活環境を見てほしい。(事業者)</p>
子育て支援センターの活用	<p>子育て支援センターを利用した際は大変楽しく利用させていただき、イベント等へ声をかけてもらったりして、子どもも私も楽しく過ごすことができました。(30~40歳代)</p> <p>子育て支援センターの方々、保健師さんには、いつも丁寧に話を聞いていただき対応していただいております。(事業者)</p>
地域包括支援センターの活用	<p>地域内の高齢者に異変が生じた時、社会福祉協議会に通報してケアマネジャーを手配することで、リスクを最小限にできています。(区長)</p>
障害者相談支援事業所の活用	<p>障がい福祉についてどんなサービス制度が利用できるかわかりやすくしてほしい。(50歳代)</p>
西村山地域生活自立支援センターの活用	<p>地域の中に自分の情報を知られたくない方がおり、長年、生活について把握できない傾向にあります。そのような方には家族を含めた援助が必要だと思います。(区長)</p>
相談支援機関の連携強化	<p>少しでも、あれ変だなと思った時誰に言えばよいのか、どこに相談するとよいのかなど、若い世代にも知識を持ってほしいです。(30~40歳代)</p> <p>相談に行けば対応はしてくれると思いますが、その前に本格的な相談までの段階が欲しいです。(区長)</p>
地域でのつながり合いの推進	<p>年々地域での結びつきが薄くなっているように感じます。(30~40歳代)</p> <p>コロナ禍を理由に地域の集会が無くなって情報の共有が少なくなったと感じます。(30~40歳代)</p> <p>近所に子どもが少なく、会う機会がありません。それも影響しており昔より近隣情報は入ってきません。(60歳代)</p> <p>声かけ、あいさつは心がけていますが、役場の職員からもぜひ明るい声であいさつをお願いします。(60歳代)</p> <p>新しく転入した方が多い地域では、交流や相互支援について、難しいように感じます。(事業者)</p>
地域の見守りネットワークづくり	<p>地域の皆さんが見守ってくれているのは感じられますが、町として子どもの事をもっと考えてもらいたいです。(30~40歳代)</p> <p>地域の中で特に子供達のあいさつがなくなった。「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえり」と声をかけても無視されることがほとんどです。昔は近所なら「どこのだれ」とか「だれそれのお母さん」とかお互いわかっていたのに、と寂しく思うことがあります。(50歳代)</p> <p>町内会の総会・役員会で「向こう三軒両隣」の精神で隣組を中心にお互い気配り、助け合いを声に出して働きかけています。(区長)</p>

地域の要援護者への 見守り・声かけ運動 の推進	近所に精神障がいのある方がいますが、隣組で見守りながら接しています。(50歳代)
	地域活動に消極的な方の動向について気づかれないことが多々あり、そういう人の暮らしが心配です。(60歳代)
	要援護者については民生委員と密に連携を取り合っています。(区長)
支え合う意識の向上	隣近所がとても連携してくれて、何事にも向き合ってくれ毎日とても充実しています。これからも地域活動に進んで参加して福祉等にも参加していきたいと思えます。(60歳代)
	地域でも少子高齢化が原因となる問題は深刻化しています。(区長)
	ニーズを訴えられない人が置いていかれているように感じます。(事業者)
「おたがいさま社 会」の構築	我が町の住民は隣人に対して最大限のことを行うと思えますが、その責任には限度があります。(区長)
	福祉とは、相手との援助・支援の関係がなければ成立しないと聞きますが、お節介なくらいに関わり、根負けしないよう頑張ってみることが必要かと思えます。(事業者)
伝統行事や地域行事 の開催による世代間 交流の推進	コロナが落ち着かないので、何の行事もできなくて困っています。(50歳代)
講座や事業を活用し た交流の推進	若い人の交流の場が少なくなっています。また、老人クラブ、婦人会、若妻会の活動・事業の継続が困難です。(区長)
生きがい活動の推進	いきいきサロンの役割について理解ができていない。(30~40歳代)
	齢を重ねると、時代についていけない感覚が生まれ、「いきいきさくら会」のような居場所づくりはとても良い事だと感じられるようになりました。このように、若い時は働く事ばかりで気づかず今になってわかることがたくさんあります。(60歳代)
	なでしこ広場をもっと利用してもらいたいです。(区長)
安心して子育てでき る支援の充実	子供のサービスなど増やしてほしい。(10~20歳代)
	子どもがのびのび遊べる、育てる環境が少ないです。(30~40歳代)
	一人親やアパート暮らしの子どもが増えてきているので、彼らが自由に勉強や話ができる快適な空間、時間があれば良いと感じます。(60歳代)
	若い人が町で子どもを産むためのより良い環境は何か、これ1本で行政を進めてもらいたい。(60歳代)
	「地域で子育て」というのは容易ではないです。(区長)
福祉サービスの充実 と在宅福祉の支援	デイサービス等高齢者施設はたくさんあり、高齢者は居心地の良い土地なのかなと思えます。(50歳代)
	福祉支援制度を2~3年を目途に確認していくのはどうでしょうか。(区長)
健康づくりの推進	コロナ禍で大変だとは思いますが、もっと医療に関する講習会などがあればいいと思えます。(30~40歳代)
	すばらしい資格を持っている方々が町にはたくさんいるのもっと活用してほしいです。(30~40歳代)
	第三期計画に「コロナ禍」はなかったわけで、第四期計画にはウィズ・コロナ、アフターコロナの視点を示してほしい。(区長)
防災、防犯意識の向 上	地域内の防犯パトロールを実施しています。(区長)
	不審者が住宅に侵入、家族で追い払った事例が地域内であり、その後緊急回覧を発行し注意を促しました。(区長)
災害時要援護者対策 の体制確立と実践	地域内の各家庭について調査票を作成して災害時の確認に役立てています。(区長)
	要援護者の情報が一部しかわかりません。(区長)
ボランティア活動の 支援	ボランティア活動があるということをみんな知らない、もしくはそもそもないように感じる。(30~40歳代)
	ボランティア活動について、特に自由でフラットなものが、若者に関心を持たせるようです。(60歳代)
「人づくり」「仲間 づくり」の推進	共通した思いを持つグループのようなものが何かの機会で見えるのは、そんなに多いことではないと思えますが、出会えたらありがたいと思えます。(60歳代)
	各団体のリーダーを決めるのが容易ではありません。(区長)

第3章

計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画は、これまでの基本理念の精神を継承しつつ、第8次河北町総合計画に掲げるまちづくりの基本目標に則り、すべての町民が住み慣れた地域で安全・安心に、互いを尊重し支え合う「おたがいさま社会」の充実に向けて、これからも生き生きと元気で暮らせることを目標に、次の基本理念を掲げます。

互いを尊重し支え合い、ぬくもりのある安心なまちをつくります

個人、地域、事業者及び行政が役割分担のもとに協力・連携し合い地域福祉の向上を推進します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 将来に向けた自分らしい生き方を見つけていこう！

今のライフスタイルに合った福祉サービスや事業だけでなく、将来を見据えた、町民にわかりやすい情報の提供を行います。

また、高齢の方や障がいのある方、生活に困窮している方などに対し、町民一人一人の生活や就労など、様々な課題について対応できるよう相談窓口の充実を図ります。

基本目標2 互いに助け合う地域づくり・「仲間」づくりを進めていこう！

地域や学区内の方が、年代を問わず、みんなで心配りができる地域づくりを進めていきます。

また、地域にとらわれず、多様な町民同士の幅広い仲間づくりを進めていきます。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくりを進めていこう！

一人一人の健康づくりの推進、福祉サービスの充実、子どもたちを安心して育てられる環境づくり、防災・防犯対策などについて、誰もが安全で安心な生活を送ることができる地域づくりを推進します。

また、ボランティアやNPO活動について、環境づくりや活動の充実・強化を推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
互いを尊重し支え合い、ぬくもりのある安心なまちをつくりまします。	基本目標1 将来に向けた自分らしい 生き方を見つけていこう！	(1) わかりやすい情報提供
		(2) 相談支援の充実
	基本目標2 互いに助け合う地域づくり・ 「仲間」づくりを進めていこう！	(1) 地域のネットワークづくり
		(2) 多様な「仲間」づくりの推進
	基本目標3 安心して暮らせる地域づくりを 進めていこう！	(1) 安全・安心な地域づくり
		(2) ボランティア活動の推進

第4章 地域福祉推進の方策

第4章 地域福祉推進の方策

ここでは、3つの基本目標に関連する地域福祉の現状と課題、基本方針及び個人、地域、事業者、行政が果たすべき役割について例示します。

基本目標1 将来に向けた自分らしい生き方を見つけていこう！

基本施策（1） わかりやすい情報提供

現状と課題

町民が福祉サービスの支援を受けるためには、その情報について、必要なときに確認でき、入手しやすく、わかりやすい形で伝えなければなりません。

その中で、町の広報やパンフレット、ホームページは、大きな役割を果たしており、最近では「LINE」等SNS*による情報も発信しています。

福祉施設や事業者からは、地域包括支援センターや子育て支援センター、障がい者相談支援事業所等分野を問わない情報がもたらされており、地域においては、区長や民生委員・児童委員、福祉推進員などから、それらの情報が収集され、広く提供されています。

これらを用いながら、支援を受けたい人が、その情報について、より簡単に入手できるように、状況に応じた適切な提供が必要です。

基本方針

広報やパンフレットなどの冊子は、みんながわかりやすい表現にします。

また、町民が必要なときに必要な情報を気軽に入手できるよう、今後のデジタル化に対応しながら、広報、ホームページ、パンフレットによる周知だけでなく、区長や民生委員・児童委員、福祉推進員を通し、広く情報提供に努めます。

* SNS : Social Network Service の頭字語で、Web サイトで登録した者同士が交流できる会員制サービスのこと

第4章 地域福祉推進の方策

実施施策

- ① わかりやすい冊子や広報の発行
- ② 町民のニーズに合った適切な情報提供
- ③ 福祉サービスに関する広報

役割分担（◎印は本計画期間の検証項目）

個人	◎広報やパンフレットなどの情報を確認しましょう。 ◎わからないことや要望などを事業者・行政などへ伝えましょう。 ○必要な福祉サービスのパンフレットなどは保管しておきましょう。
地域	◎地域内で福祉に関する支援やサービスについて話し合いましょう。 ◎区長、民生委員・児童委員及び福祉推進員を中心に、福祉に関する情報提供に努め、情報共有を図りましょう。
事業者	◎行政や関係機関と連携を図り、情報提供をスムーズに行いましょう。 ◎パンフレットなどを作成し、わかりやすい情報提供をしましょう。
行政	◎広報、ホームページ、パンフレットなど幅広い情報提供に努めます。 ◎受付窓口での的確な情報提供に努めます。 ◎個人・地域・事業者のニーズの把握に努めます。 ○広報など、わかりやすい表現でイラストなどを使った見やすい工夫をします。 ○福祉に関する支援や研修会の広報・啓発に努めます。

基本施策（2） 相談支援の充実

現状と課題

相談支援は、相手に合わせた適切な受け止め方が必要であり、その積み重ねが、町民の悩みごとや困りごとの早期発見・早期解決につながります。

町内では、県や町、事業者により、様々な分野の相談窓口が設置され、相談体制の強化が図られていますが、家族や生活の形態が変化するにつれ、相談内容は複雑化しているため、それぞれの窓口における専門性の向上や、他分野の窓口との連携をとっていくことが、相談支援のさらなる充実につながっていきます。

基本方針

福祉について、身近なところでいろいろな相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。そのために各相談支援機関が分野を越え、互いに情報共有するため、包括的な相談支援のネットワークを広げるとともに、地域の話し相手・相談相手の役割を担う民生委員・児童委員や福祉推進員の連携を強化して、支援を広げていきます。

併せて、デジタル化に対応した相談機能の充実を図ります。

実施施策

- ① 相談支援体制の充実
- ② 子育て支援センターの活用
- ③ 地域包括支援センターの活用
- ④ 障がい者相談支援事業所の活用
- ⑤ 西村山地域生活自立支援センターの活用
- ⑥ 相談支援機関の連携強化

役割分担 (◎印は本計画期間の検証項目)

個人	◎身近に相談し合える相手を持ちましょう。 ◎ニーズに合った身近な相談窓口を活用しましょう。
地域	◎気軽に相談しあえる地域をつくりましょう。 ◎区長、民生委員・児童委員及び福祉推進員の活動について、理解を深めましょう。 ○問題を抱える人がいたら、相談窓口につなげましょう。
事業者	◎地域の相談窓口として積極的に対応しましょう。 ◎地域や関係機関と連携をとり、情報収集や情報共有を図りましょう。 ○相談に合ったわかりやすい説明をしましょう。 ○さまざまな相談に対応できる人材の育成を図りましょう。
行政	◎気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ◎さまざまな分野に対応した相談窓口の充実と周知を図ります。 ◎各分野にまたがるさまざまな問題に対応できるようネットワークの構築を図ります。 ○健康なんでも相談、すこやか育児相談を開催します。 ○子育て、高齢者、障がい者など福祉に関する講座や教室を開催します。

基本目標2 互いに助け合う地域づくり・「仲間」づくりを進めていこう！

基本施策（1） 地域のネットワークづくり

現状と課題

世代間に限らず、個人の価値観について違いがあり、「個」を重んじる傾向が強くなっています。そのため、地域のつながりについて希薄化がすすみ、地域一人一人の生活実態が見えにくくなっています。

それらの背景の中、今後、孤立・孤独化した町民が増え続ければ、地域に関わる問題の増加が予測され、さらに予知できないことが生じる懸念があります。

町民が安心して地域で暮らしていくためには、日ごろのあいさつやお付き合いだけではなく、町民同士の気軽な交流などを通じて、互いを尊重し、助け合いや支え合いが行われる地域づくりが必要です。

基本方針

日ごろから、隣近所が互いに気軽にあいさつや声かけを行い、地域のつながりを強化していきます。

また、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等、地域の身近な人材により、支援が必要な人を早期に発見します。そのため全区にわたり、福祉推進員の設置強化を図りながら、町社会福祉協議会が推進する「地域福祉ネットワーク※」により、町民の支援につながるネットワークづくりを充実させます。

※地域福祉ネットワーク：平成21年に町社会福祉協議会が設定したもので、区長、民生委員・児童委員及び福祉推進員を軸に、町民の見守りや生活支援を行なうことで、町民同士の支え合いについて機運を高め、地域福祉の推進と誰もが住みやすい町づくりを目指す。

実施施策

- ① 地域の見守りネットワークづくり
- ② 支え合う意識の向上
- ③ 「おたがいさま社会」の構築

役割分担（◎印は本計画期間の検証項目）

個 人	<ul style="list-style-type: none"> ◎近所で困っている人がいれば、みんなで助け合いましょう。 ◎日常生活の中であいさつや「おたがいさま」を言い合える気配り、心配り、奉仕を実践しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◎あいさつや「おたがいさま」を言い合える気配り、心配り、奉仕のある地域づくりをしましょう。 ◎福祉推進員の育成に努めましょう。 ○生活に困っている人の把握に努め、地域の見守り・声かけ、関係機関などへ相談をしましょう。 ○「遠くの親戚より近くの知人」として、支えあう地域社会を作りましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎「おたがいさま社会」の構築に参加しましょう。 ◎行政や関係機関と連携・協力の強化を図りましょう。 ○支援が必要な人の早期発見に努めましょう。 ○支えあう地域社会構築のための事業を進めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◎「おたがいさま社会」の構築を推進します。 ◎関係機関との連携を強化し、児童や高齢者、障がい者の虐待防止など福祉に関する問題の解決に努めます。 ○生活に困っている人の支援、また、地域においての見守り体制づくりを図ります。 ○「障がい」を正しく理解し、差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」の啓発を推進します。 ○幅広いネットワーク体制の充実に努めます。

基本施策（２） 多様な「仲間」づくりの推進

現状と課題

人口減少がすすむなか、ほとんどの地域は人数が減っております。

また、子ども会や老人クラブ等地域活動も同様であり、さらに新型コロナウイルス感染症拡大のため、活動停止や中止など消極的な事例が多く見られます。

よりよい地域づくりを進めていくためには、地域活動を基にした、既存の組織だけではなく、町民の多様な志向にも留意しながら、多様性を尊重し、地域の交流が継続できる「仲間」づくりが必要です。

基本方針

子どもから高齢者、障がい者まで、世代などにこだわらず広く交流できる「仲間」づくりを進めます。

そのため、農福連携[※]等を活用したつながりや多様な生きがい活動を通した「仲間」づくりを推進していきます。

※農福連携：労働力不足・担い手不足等の課題を抱える農業分野と、障がいのある人の就労機会の拡大、自立促進などの課題を抱える福祉分野が連携し、障がいのある人が農業分野で働くことにより、双方の課題の解決を図る取組

実施施策

- ① 地域でのつながり合いの推進
- ② 伝統行事や地域行事などによる世代間交流の推進
- ③ 講座や事業を活用した交流の推進
- ④ 生きがい活動の推進

役割分担（◎印は本計画期間の検証項目）

個人	<ul style="list-style-type: none"> ◎行事などに参加するときは、互いに声をかけ合いましょう。 ◎各種イベントで交流を深め、仲間づくりをしましょう。 ○地域行事やいきいきサロン事業などの各種事業に積極的に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域行事やいきいきサロン事業など幅広い世代の交流の機会を増やし、地域全体のつながりを深めましょう。 ◎地域のニーズに合った新たな行事を実施しましょう。 ○講座や教室を開催し、仲間づくりのきっかけづくりをしましょう。 ○子ども会・婦人会・老人クラブなどの連携を密にしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域行事として、講座や教室を開催しましょう。 ◎地域にも事業所を開放し、交流の場づくりをしましょう。 ○地域行事に参加したり、その講師としても協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域行事やいきいきサロン事業などの事例紹介により、地域の交流について啓発を図ります。 ◎講座や教室など、ニーズに合った新たな交流の場づくりに努めます。 ○公民館活動やいきいきサロン事業、老人クラブ活動など、地域行事やイベントなどの開催を支援します。 ○健康づくり推進員や福祉推進員と連携し、地域の行事や事業を支援します。 ○各種イベントへの参加を広く呼びかけます。 ○農福連携の拡大に努めます。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくりを進めていこう！

基本施策（1） 安全・安心な地域づくり

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、福祉の分野でも影響が広がり、福祉のニーズは多様化しています。

このような現状において、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、一人一人が健康づくりへの意識を高め、健康維持に努めていくことが必要であり、さらに、町民一人一人に合ったサービスの提供や質の向上、福祉全般のサービス体制の整備が必要です。

地域の治安については、一人一人が犯罪に巻き込まれないための防犯意識の持続、また、災害時の速やかな対応に向けた防災体制の整備により、防犯力・防災力を高めていくことが重要です。

基本方針

サービスを必要としている人のニーズを的確に把握し、関係機関と協力しながら、サービスの充実とサービス体制の整備を図ります。

さらに、健康相談や健康教室等各種事業の充実を図り、町民の健康維持・増進を図ります。

また、防犯対策については、日ごろから情報共有しながら、犯罪のない地域づくりをめざし、防災対策については、災害時において迅速な措置が取れるように地域の防災体制を強化します。

実施施策

- ① 安心して子育てできる支援の充実
- ② 福祉サービスの充実と在宅福祉の支援
- ③ 健康づくりの推進
- ④ 防犯意識の向上
- ⑤ 災害時要配慮者*対策の体制確立と実践

役割分担 (◎印は本計画期間の検証項目)

個人	<ul style="list-style-type: none"> ◎家族で健康に関心を持ち、健康に関するイベントに積極的に参加しましょう。 ◎災害時の避難所や家族間の連絡方法の確認、停電対策や防寒対策など避難準備をしておきましょう。 ○自分に合った福祉サービスを利用しましょう。 ○戸締り用心・火の用心を心がけましょう。 ○防犯情報を確認し理解を深めましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉推進員等地域の先輩を中心に、子育てについて協力しましょう。 ◎制度によらない福祉に関する支援を実践しましょう。 ◎災害時要配慮者の把握と情報共有に努めましょう。 ○健康に関するイベントに地域で声をかけ合って参加しましょう。 ○不審車両や不審者に気を配りましょう。 ○地域における援助体制づくりを充実しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用者からの声を反映させ、子育て等福祉サービスの充実を図りましょう。 ◎施設の防災体制の確立と災害時の連絡網を充実しましょう。 ○区長及び民生委員・児童委員と協力し福祉サービスの普及を図りましょう。 ○健康づくり活動に積極的に協力しましょう。 ○利用者が悪質業者の被害に合わないよう注意しましょう。 ○災害時要配慮者の情報収集に努めましょう。

※災害時要配慮者：災害対策基本法の規定により、乳幼児、高齢者、障がい者等、災害時特に支援が必要な者

第4章 地域福祉推進の方策

行政	<ul style="list-style-type: none">◎安心して出産、子育てができるような環境、体制づくりに努めます。◎福祉サービスの利用に結びついていない方の早期発見と対応を積極的に進めます。◎事業者が活動しやすいよう関係機関の連携を図り支援します。◎自主防災組織の強化支援を行います。○生活困窮者自立支援制度により、生活保護制度の適切な運用が図られるよう関係機関と連携します。○健康づくり事業の開催や健康に関する情報の周知・啓発を行います。○防犯情報を提供し、被害者にならないよう支援の充実を図ります。○避難場所や災害時の対応などに関する情報提供を行います。○区長、自主防災組織及び民生委員・児童委員と連携して安否確認に努めます。
----	--

基本施策（2） ボランティア活動の推進

現状と課題

地域で誰もが安心して生活していくためには、共に助け合い、支え合う仕組みを築き上げていかなければなりません。そのためには、行政の果たす役割とともに、ボランティア活動を通じた地域住民による自発的な取り組みが不可欠です。

私たち一人一人が、ボランティアやNPO活動に対する関心と理解を深めていくためには、参加しやすい環境づくりを構築していくこと、自らの知識や経験を活かす機会や日常生活において援助を要する分野について活動の場を広げていくこと、さらに、それらへの積極的な参加を推進するとともに、活動内容の充実や相互のネットワーク化を図っていくことが必要です。

基本方針

河北町社会福祉協議会を中心に、多様な主体が地域と連携しながら、ボランティア活動に関する情報の発信・調整を行い、より多くの人に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、ボランティア育成講座・体験事業などを積極的に進めるとともに、ボランティア活動についての周知や関係団体の相互連携を強化します。

実施施策

- ① ボランティア活動の支援
- ② ボランティア団体・NPO法人の育成と支援
- ③ 「人づくり」「仲間づくり」の推進

役割分担（◎印は本計画期間の検証項目）

個 人	<ul style="list-style-type: none"> ◎知識や経験などを活かし、気軽にボランティア活動に参加しましょう。 ◎ボランティアやNPO活動に関心を持ち、講習会や養成講座などに参加しましょう。 ○友達や仲間に声をかけ、ボランティア活動やNPO活動に参加しましょう。 ○趣味や地域行事などの集まりの中で、ボランティアのことを話し合しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域におけるボランティア活動、講習会を実施しましょう。 ◎地域に合ったボランティア活動のニーズを把握しましょう。 ◎ボランティア活動、地域活動における人材を育成しましょう。 ○ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ボランティア活動やNPO活動に、地域の一員として積極的に参加しましょう。 ◎ボランティア団体と連携し、情報交換をしていきましょう。 ◎ボランティアを関連させた講習会や講座の開催に取り組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◎ボランティアに関する情報提供をします。 ◎ボランティア団体・NPO法人への支援を行ないます。 ◎学校と連携し、子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めます。 ◎地域リーダーの育成を支援します。 ○ボランティア活動への支援を行ないます。 ○ボランティア活動の講座や研修について、事業者と連携、協力をします。

第5章 計画の推進・評価

第5章 計画の推進・評価

1 協働による計画の推進

本計画に基づく取り組みを効果的に進めるためには、個人・地域・事業者及び行政による積極的な参画が必要であり、庁内と総合的に企画調整や評価をする組織として、「河北町地域福祉計画推進会議」を設置します。

さらに、計画の進行状況をチェックする外部組織として「河北町地域福祉計画推進委員会」を開催し、個人・地域・事業者及び行政の計画進行の経過報告や啓発を行うとともに、意見や提案を募り、効果的な計画の実行を図ります。

また、河北町社会福祉協議会が計画する「地域福祉活動計画」の実践とすり合わせをしながら調整のとれた運用を図ります。

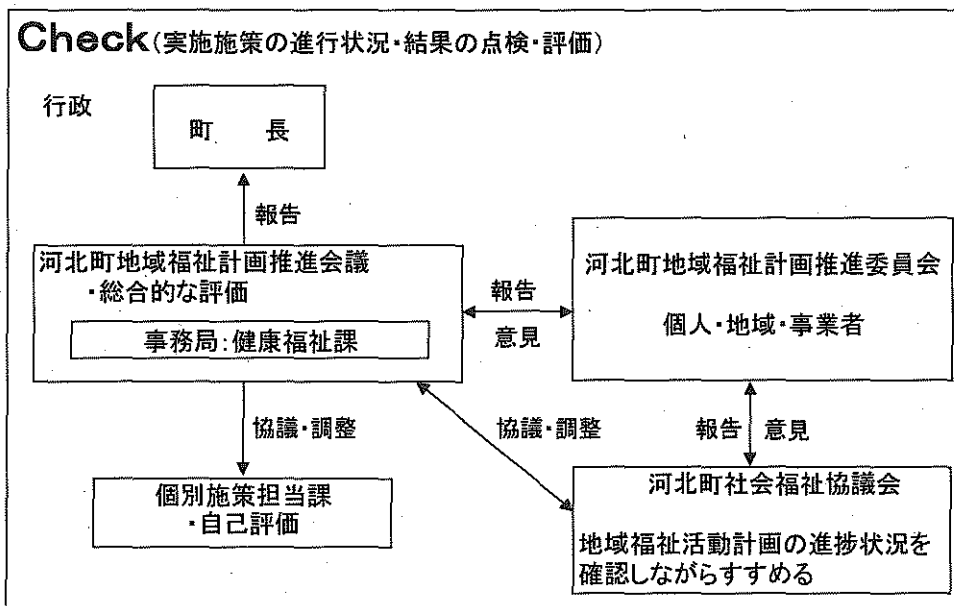
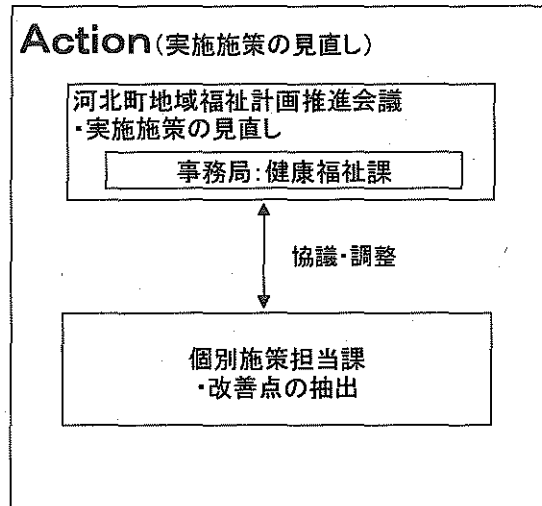
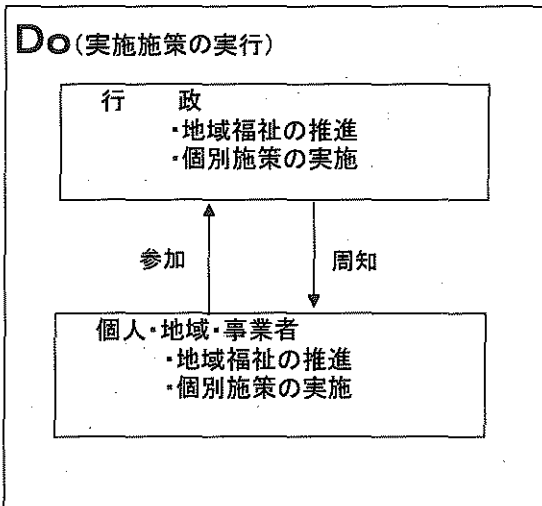
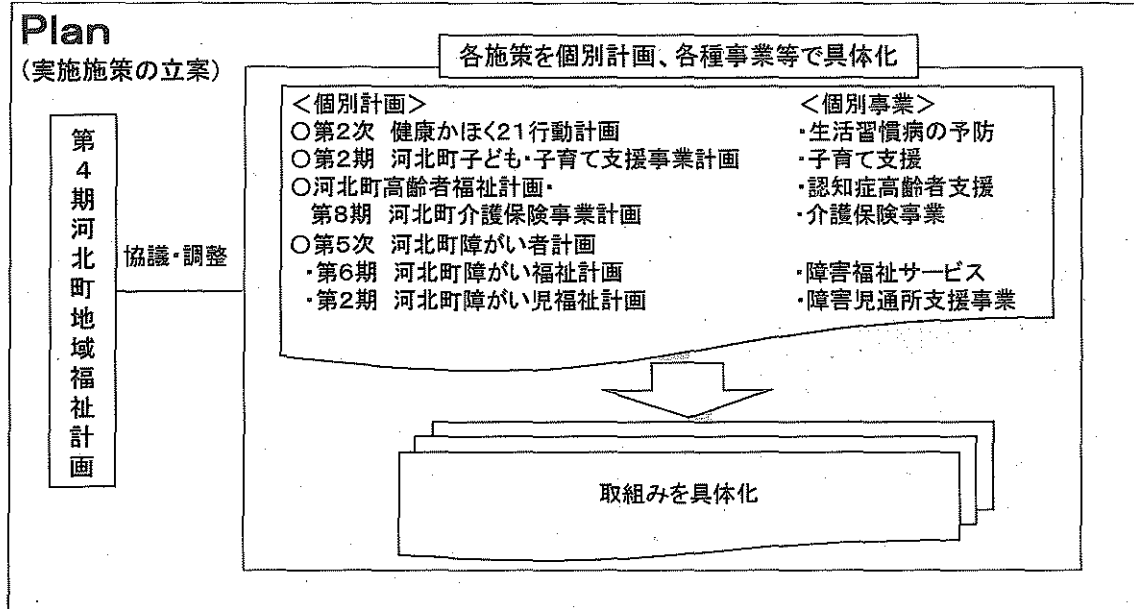
2 計画の進捗状況の管理・評価

毎年の取り組み状況を把握するとともに定期的に計画の評価を行います。

具体的には、実施施策のP D C A（立案・実行・点検評価・見直し）サイクルで実行します。

なお、本計画全体について社会情勢の変化によって必要と認める時は、これを見直すこととします。

実施施策のPDCAサイクル



施設等名称の解説

(1) 子育て関係

認定こども園等

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設

地域型保育は、19人以下の少人数で0～2歳の子どもを保育する施設

届出保育施設等

児童福祉法に基づく認可は受けていないが、それぞれ独自性を持って保育に取り組んでいる保育所として設置運営している保育施設。主に個人によるものが多い。

放課後児童クラブ

放課後、帰宅しても親が仕事などで家庭にいない児童を受け入れ、遊びなどを通して生活習慣を養うとともに、安全に過ごすことができる施設

子育て支援センター

主に乳幼児と、その保護者の遊びと交流のための施設。子育てに関する相談や子育て情報の提供、各種講座、イベントを行う。

病後児保育施設

病気やけがの回復期にある子どもを、家庭で保育することが困難な場合に、一時的に預かる施設

ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

(2) 高齢者関係

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。地域支援事業の包括的支援事業（①介護予防事業のケアマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援）を実施するとともに、町の指定を受けて指定介護予防支援事業者として予防給付のケアマネジメントを行う。

訪問介護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。要介護者または要支援者で、居宅において介護を受ける者に対し、介護福祉士及び一定の研修を修了した訪問介護員により行われる介護（入浴、排せつ、食事等）、家事（調理、洗濯、掃除等）、生活に関する相談及び助言などにより支援する。有料老人ホームに入所している者も要介護者または要支援者に該当すれば、このサービスを受けることができる。

通所介護（デイサービス）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。要介護者または要支援者であって、居宅において介護を受ける者をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活の世話、機能訓練を行うサービスをいう。また、通所するために必要な場合にリフト付き車両などによる送迎サービスも行われる。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。日常生活を営む上で支障を持つ要介護者または要支援者であって、居宅において介護を受ける者の生活における障がい除去または軽減を目的で、介護老人保健施設、病院、診療所における機能訓練等のリハビリテーションを中心に行われる通所型の居宅サービス。精神科医療の治療プログラムの一つとして発達し、入院医療と社会復帰とをつなぐ地域リハビリテーション、コミュニティケア活動として位置づけられる。閉じこもりがちな要介護者に対し、社会参加の促進や心身の活動を促して生活の質（QOL）向上を目指すことを目標とする。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。一時的に居宅で生活することが困難になった要介護者が、介護老人福祉施設などに短期間入所して介護を受けるサービス

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。居宅で療養している要介護者が、介護老人保健施設などに短期間入所して看護・医学的管理下で介護や訓練を受けるサービス

訪問看護

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定期にある要介護者または要支援者であって居宅での介護を受ける者に対して、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話または必要な診療に関するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に規定された老人福祉施設の一つ。65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることが困難な者を入所させて養護することを目的とする施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状の回復期・安定期にあり、入院治療よりも看護や介護を必要としている寝たきり高齢者等に対し、機能回復訓練や療養に必要な看護などにより、入所サービスを提供する施設

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域密着型サービスの一つ。要介護者であって認知症の状態にある者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、その他日常生活の世話をを行うサービス。ただし、認知症に伴う著しい症状や行動異常がある者や認知症の原因疾患が急性である者は対象者から除かれる。

小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスの一つ。「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせず途切れることなく提供されるサービス

居宅介護支援

要介護者または要支援者が居宅において介護を受ける場合、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスなどを適切に利用できるよう、当該者やその家族の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境や要望により、居宅サービス計画を作成すると共に、その計画に基づき支援を行うサービス

訪問型サービスA（買物、掃除等生活支援）

シルバー人材センター登録員が、要支援者に買物、掃除等生活支援を実施する訪問サービス

通所型サービスB（高齢者居場所）

NPOや地域による活動により、要支援者等高齢者向けに、体操やレクリエーションといった介護予防に有効な事業を実施するサービス

(3) 障がい者関係

地域活動支援センター

心身に障がいのある人でも住み慣れた地域において、その人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的にした通所施設

相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等必要な援助を行う支援

居宅介護事業

自宅における入浴や排泄、食事等生活について、介護する訪問サービス

重度訪問介護事業

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う訪問サービス

就労継続支援事業所（A型・B型）

一般就労が困難な人に対して、生産活動の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練をおこなう事業所。事業所の形態にはA型・B型の二種類があり、A型は障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの「雇用型」で、B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「非雇用型」である。

共同生活援助事業

共同生活をする障がいのある人に対して、居宅における日常生活の援助や相談を実施するサービス

救護施設

心身に障がいがあり、経済的な問題を含めて日常生活を送るのが困難な人が、健康で安心して生活するための生活保護施設

(4) 生活困窮者関係

地域生活自立支援センター

就労・心身などの事情により、困窮している人の自立を支援するための施設